

1 米国

(1) 援助政策等

ア オバマ政権における開発の位置付けと援助政策見直しの動き

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げており、現下の経済状況により困難に直面しているとしつつも、引き続き倍増目標達成を目指している。また、開発(Development)を国防(Defense)および外交(Diplomacy)同様、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付けており、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。2009年7月、クリントン国務長官は、21世紀の諸問題に対処すべく国務省^(注2)および国際開発庁(USAID)^(注3)の組織能力を強化し、開発を外交に統合することを目的にした「4年ごとの外交・開発政策の見直し(Quadrennial Diplomacy and Development Review: QDDR)」の開始を発表。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係るレビューを実施するための大統領調査令(Presidential Study Directive: PSD)に署名し、レビューが実施されている。また、2009年12月に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局(Bureau of Policy Planning and Learning)」を設立するなど、USAIDの組織改革に取り組んでいる。他方、第111議会(2009~2010年)では、上下院においてそれぞれ内容の異なる対外援助改革法案が提出され、1961年に制定された対外援助法の改正に向けた審議が行われている。

イ 対外援助政策の重点分野

2010年6月現在、対外援助予算を含む2011年度^(注4)国

務省およびUSAID予算要求(総額528億ドル、うち364億ドルが対外援助予算)^(注5)は議会にて審議中だが、同予算要求において強調されている分野は次の3点。

(ア) 最前線国家(Frontline states)の安全保障

- ① アフガニスタン(50億ドル):文民派遣の拡大、経済機会の拡大、暴力を放棄する反政府勢力への代替策の提供等。
- ② パキスタン(32億ドル):過激主義との戦い、経済発展の促進、民主的機関の強化等。
- ③ イラク(26億ドル):文民主導の支援への移行等。

(イ) 地球規模課題への対応

- ① 国際保健(85億ドル):大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)への資金を含む国際保健イニシアティブ(Global Health Initiative(GHI): 630億ドル/6年)^(注6)の一部であり、持続可能な保健システム構築を支援し、特に女性、子供、母子保健の改善に焦点。食料安全保障イニシアティブに不可欠な栄養プログラム(2億ドル)を含み、両イニシアティブは緊密に連携する。
 - ② 食料安全保障(12億ドル):食料安全保障イニシアティブ(35億ドル/3年)^(注7)の一部であり、種子から市場、家庭、貯蔵までのフードシステム全体に技術支援および戦略的投資を行うことで、農業を超えた安全保障の強化、地域の繁栄を支援。
 - ③ 気候変動(6.46億ドル):森林破壊等による排出を削減するプログラム(10億ドル/3年)のうちの2億ドルを含むほか、再生可能エネルギー、適応およびクリーン・エネルギー技術の支援等。
 - ④ 人道支援プログラム(42億ドル):国内避難民(IDP)、難民、自然災害による被災者等を支援。
- (ウ) 国務省およびUSAIDの人員およびインフラの再構築(129億ドル)

注1 2010年5月ホワイトハウス発表“National Security Strategy”: http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2 国務省ホームページ: <http://www.state.gov>

注3 国際開発庁(USAID)ホームページ: <http://www.usaid.gov/>

注4 2010年10月1日から2011年9月30日まで。

注5 “The FY2011 Congressional Budget Justification”(2011年度予算要求および2009年度実績報告): <http://www.state.gov/documents/organization/136355.pdf>

注6 2009年5月発表。2010年6月には20の重点国(GHI Plus)のうち8か国(バングラデシュ、エチオピア、グアテマラ、ケニア、マラウイ、マリ、ネパール、ルワンダ)、また政府内におけるGHIのガバナンス構造(USAID長官、国際エイズ調整官、疾病管理予防センター(CDC)所長を含むGHI Operations Committeeが主導)等を発表。 <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/06/143307.htm>

注7 重点20か国(エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、タジキスタン、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア(2010年4月発表))。同イニシアティブホームページ: <http://feedthefuture.gov/>

USAIDの在外勤務職員を2012年までの倍増を目指し、200名を新規採用。国務省の外交官を410名増員等。

ウ 日米援助協調

オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会談等の機会においては、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動、国際保健等について日米が協力していくことについて意見が一致している。アフガニスタンについては、09年11月のオバマ大統領訪日の際に発表した5年で50億ドルの新たなアフガニスタン支援策については米国の高い評価を受け、アフガニスタンの警察官支援や元タリバーン兵士の再統合支援といった当該支援策の重点項目についても米国から強い支持を受けている。パキスタンについては09年4月に東京で行われたパキスタン支援会合では準備段階から日米が緊密に連携し、他のドナーに働きかけた結果、目標額を大幅に上回る50億ドル以上のプレッジが集まり、成功を収めた(日米はそれぞれ10億ドルをプレッジ)。また、気候変動については、09年12月のCOP15におけるコペンハーゲン合意において、先進国は2012年までの3年間に300億ドルの新規かつ追加的な公的資金による支援を共同して行うことになったことを受け、支援の実施の在り方について日米で緊密な意見交換を行っている。国際保健分野については、2009年6月、USAIDとの間で保健システム強化、母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策等の分野で協力を推進するため、「日米保健パートナーシップ」アクションプラン(2009-2010)に合意した。2010年3月には、ガーナにおける野口英世記念賞シンポジウムに際し、米国立衛生研究所(NIH)との共催により、2009年のラクイラ・サミットのフォローアップとして「サブ・サハラ・アフリカにおける保健研究能力強化のためのパートナーシップ」に関するラウンド・テーブルを開催した。

(2) 実施体制

ア 米国国際開発庁(the U.S. Agency for International Development (USAID))

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えることさ

れるが、政府開発援助の90%を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画される。援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、総じて、国・課題ごとに、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。

USAIDは、海外事務所(97拠点)に多くスタッフを置き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

2011年度予算要求においては、政府直接雇用職員2,613人(本部1,683人、海外事務所930人)を計画しており、在外現地採用職員2,449人のほか、各種プログラムで採用される者を含めると総数10,178人(本部2,211人、海外事務所7,967人)の雇用を計画している。また、USAIDは従来より、PVO(Private Voluntary Organization)^(注8)を重要パートナーと位置付け積極活用している。

イ ミレニアム挑戦公社(Millennium Challenge Corporation (MCC))

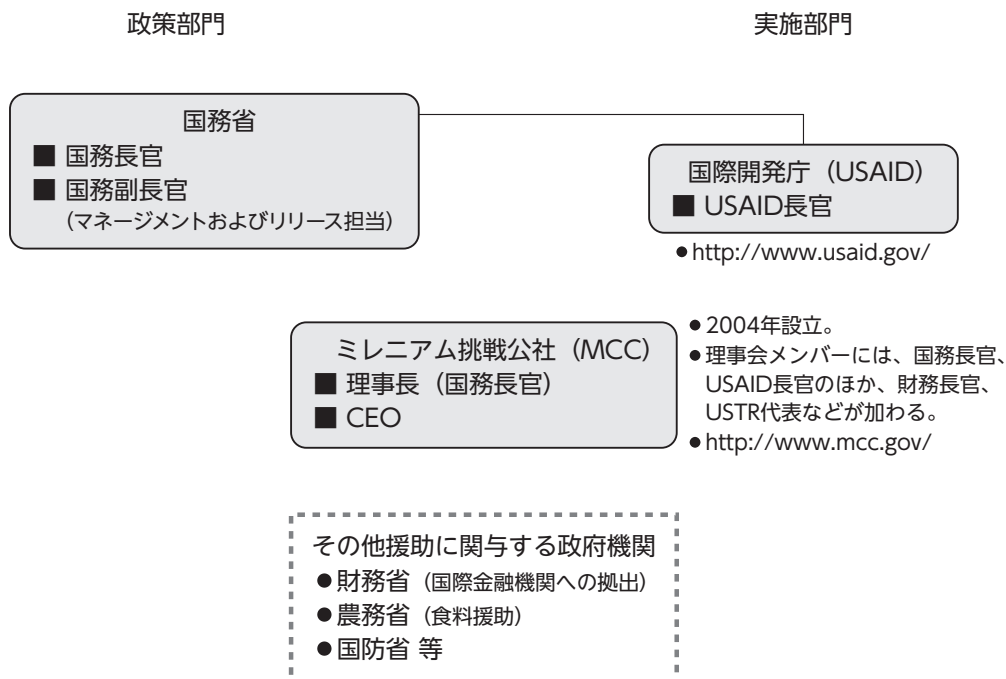
2004年に設立されたミレニアム挑戦公社(MCC)^(注9)は、国務長官が議長を務めるMCC理事会(ほかに財務長官、USTR代表、USAID長官等が参加)において、支援を決定する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている(現在(2010年6月)までに、20か国との間で、総額72億ドルのコンパクトを締結)。また、もう少しでコンパクト適格国になり得る国を敷居プログラム(threshold program)適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

2010年度予算要求において、300人程度の本部(ワシントンDC)職員雇用を計画している。

注8 USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO563団体、国際PVO(法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国PVO)71団体、米国共同開発組織(U.S. Cooperative Development Organization)6団体に対し、それぞれ26.5億ドル、0.9億ドル、2億ドルの支援を実施した(FY2007)。詳細は「2009 VOLAG: Report of Voluntary Agencies」: http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/provate_voluntary_cooperation/volag2009.pdf

注9 ミレニアム挑戦公社(MCC)ホームページ: <http://www.mcc.gov/index.shtml>

援助実施体制図



* 1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

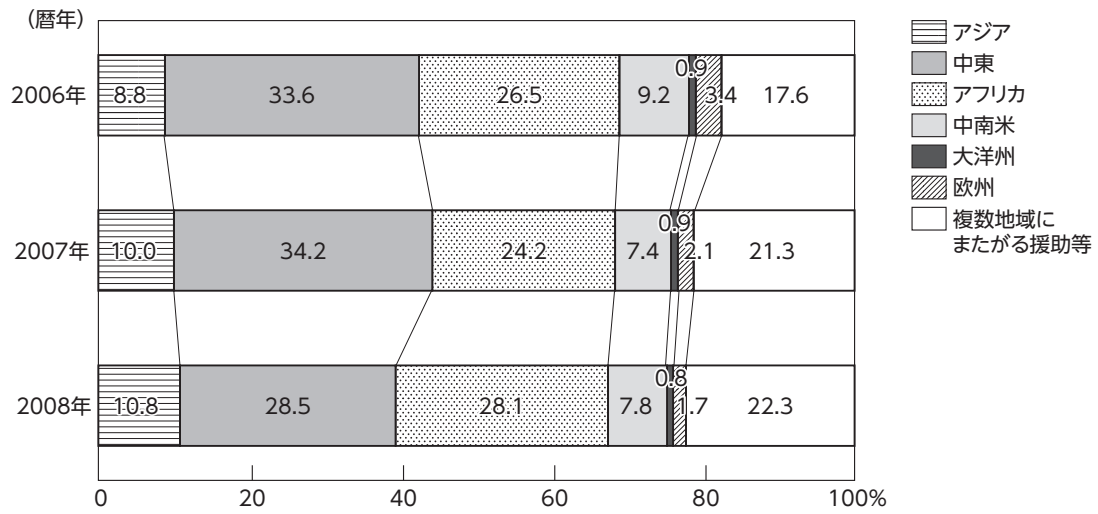
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

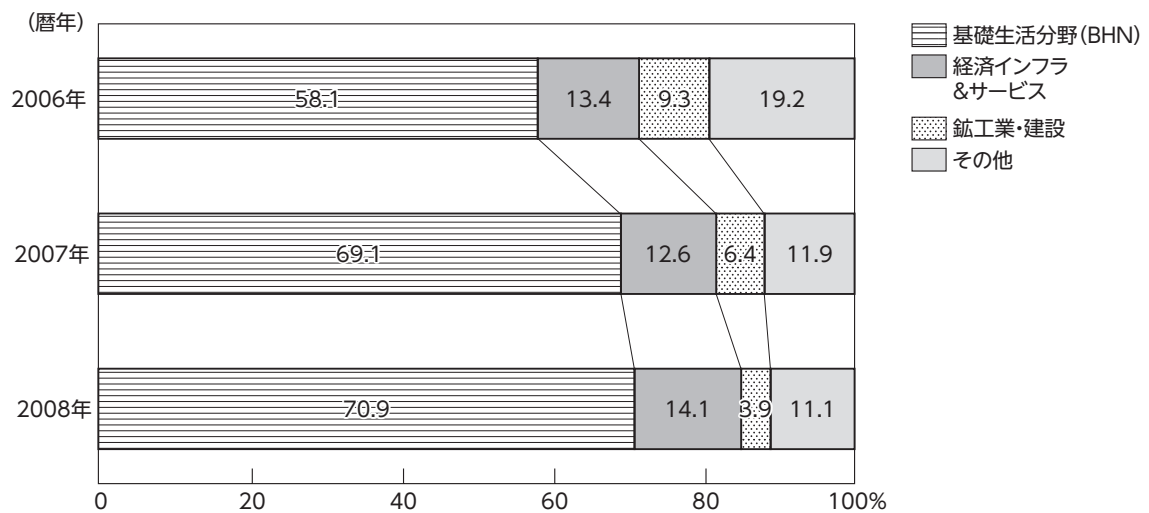
順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	イ ラ ク	4,781.82	22.6	1	イ ラ ク	3,749.34	19.8	1	イ ラ ク	2,741.99	11.5
2	アフガニスタン	1,403.71	6.6	2	アフガニスタン	1,514.28	8.0	2	アフガニスタン	2,111.58	8.9
3	コンゴ民主共和国	838.47	4.0	3	ス ー ダ ン	710.45	3.8	3	ス ー ダ ン	848.16	3.6
4	ナイジェリア	787.24	3.7	4	エ ジ プ ト	462.41	2.4	4	エ チ オ ピ ア	811.37	3.4
5	ス ー ダ ン	738.78	3.5	5	パ キ ス タ ン	433.57	2.3	5	コ ロ ン ビ ア	636.09	2.7
6	コ ロ ン ビ ア	719.75	3.4	6	コ ロ ン ビ ア	403.50	2.1	6	パレスチナ自治地域	490.60	2.1
7	パ キ ス タ ン	477.72	2.3	7	エ チ オ ピ ア	371.73	2.0	7	エ ジ プ ト	470.78	2.0
8	ヨ ル ダ ン	329.50	1.6	8	ケ ニ ア	325.22	1.7	8	ケ ニ ア	439.43	1.8
9	エ チ オ ピ ア	315.78	1.5	9	ウ ガ ン ダ	301.57	1.6	9	グ ル ジ ア	402.10	1.7
10	ザ ン ビ ア	309.91	1.5	10	ヨ ル ダ ン	259.51	1.4	10	ヨ ル ダ ン	384.05	1.6
10位の合計		10,702.68	50.6	10位の合計		8,531.58	45.1	10位の合計		9,336.15	39.1
二国間ODA合計		21,162.12	100.0	二国間ODA合計		18,901.21	100.0	二国間ODA合計		23,859.60	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移



2 英国

(1) 援助政策等

ア 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法(The International Development Act)であり、英国の国際開発を主導する国際開発省(DFID:Department for International Development)は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、それらが貧困削減に貢献することを前提に、提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法(The 2006 International Development(Reporting and Transparency)Act)は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的としている。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている^(注1)。

イ 基本政策

(ア) 総論

英国政府の国際開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム国際開発目標の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助(ODA)にGNIの0.7%を支出するとのミレニアム開発目標(MDGs)を2013年から実施することにコミットしている。また、同コミットメントを法制化する方針である。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、二国間援助において、貧困削減のための財政支援に力を入れており、2009/2010年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の27%を占めている。

(イ) 新政権の政策

英国では2010年5月に連立政権が発足した。右直後の6月に、ミッチェル国際開発大臣は、就任後初めての主要演説にて、2013年から海外援助にGNIの

0.7%を支出するとの国際公約を前政権から維持するとした上で、今後は、援助の費用対効果、援助における透明性、広範な政策手段の活用、達成度に応じた援助の実施、女性の権利・役割等を重視するとの基本方針を発表するとともに、右方針に基づき、今後、すべての多国間援助および二国間援助を見直す作業を行うと述べた。

その後、同年10月、全省庁を対象に実施された歳出見直しの結果を踏まえ、DFIDは、11月に「DFID事業計画」を発表した。右計画では、2011年から2015年までの優先項目として、国際公約の実施、援助の透明性、富の創出、脆弱・紛争国家の統治と安全の強化、開発における女性の重視、気候変動が挙げられている。

ウ 予算

(ア) 規模

2009年の英国の政府開発援助(ODA)は、前年と同額の115.0億ドル(出典:DAC。ネット暫定値)となり、前年の世界第3位から後退し、同第4位の援助国となった。他方、2009年のODAのGNI比は0.52%(出典:DAC)と前年の0.43%から上昇した^(注2)。

英国は、MDGs目標年の2015年より前の2013年から、ODA支出をGNI比で0.7%に増加する国際公約の実現を目指している。これに従い、英国のODA支出は、今後、2010年の84億ポンド(GNI比0.56%)から、2013年に120億ポンド(同0.70%)、2014年に126億ポンド(同0.70%)と増加する予定。

(イ) 二国間・多国間の割合、重点地域・国、主要セクター

2009年、英国の援助総額(73億5,600万ポンド)のうち、二国間援助の割合は67%(49億200万ポンド)、多国間機関を通じた援助^(注3)の割合は33%(24億5,400万ポンド)となっている。

2009年、英国の二国間援助における主要対象地域は、アフリカ(17億8,900万ポンド)およびアジア(13億900万ポンド)となっている^(注4)。

注1 DFIDの年次報告書2009/2010年度版('DFID in 2009-10')等の公開文書は、DFIDのホームページ(<http://www.dfid.gov.uk/>)で入手可能。

注2 英国国際開発省の統計では、2009年の英国政府全体でのODA支出の総計は、73億5600万ポンド(2008年、63億5600万ポンド)、GNI比は0.52%(2008年、0.43%)と、いずれも過去最高を記録した。そのうち、DFIDによる支出は64億4700万ポンド(全体の87%)。

注3 2009/2010年度、DFIDが拠出する主要な多国間機関は、欧州委員会(12億800万ポンド)、世界銀行(5億8500万ポンド)、国連(2億1600万ポンド)。

注4 2009/2010年度、DFIDは、重点対象国として、アフリカ地域14か国(コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、ケニア、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ)、アジア地域7か国(アフガニスタン、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、カンボジア、ベトナム)、中東1か国(イエメン)の計22か国を挙げている。

2009/2010年度、DFIDの二国間援助における主要セクターは、経済(22%)、統治・市民社会(18%)、保健(17%)、人道支援(11%)、教育(10%)となっている。

(2) 実施体制

ア DFID

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣内大臣を有するDFIDの責任の下に一元的に行われる。また、他の関係省庁(外務・英連邦省、国防省等)との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は2004年の1,907人から、2008年の1,612人、2009年の1,600人、2010年の1,573人と年々削減されている。

DFIDはロンドンとスコットランド(東キルブライド)に所在する本拠地に加え、39か国に海外事務所を有している。国内・海外を合わせた2,500人以上のスタッフ総数のほぼ半分は海外で勤務している。

イ 関連組織

(ア) CDCグループ(英連邦開発公社)

途上国の民間部門(産業・生活インフラ支援)に対

する民間企業による投資・融資等に対し資金協力等を行う。

(イ) ブリティッシュ・カウンシル

人材育成分野での援助を実施。

(ウ) クラウン・エージェンツ

開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービス、資材・役務の調達等を実施。

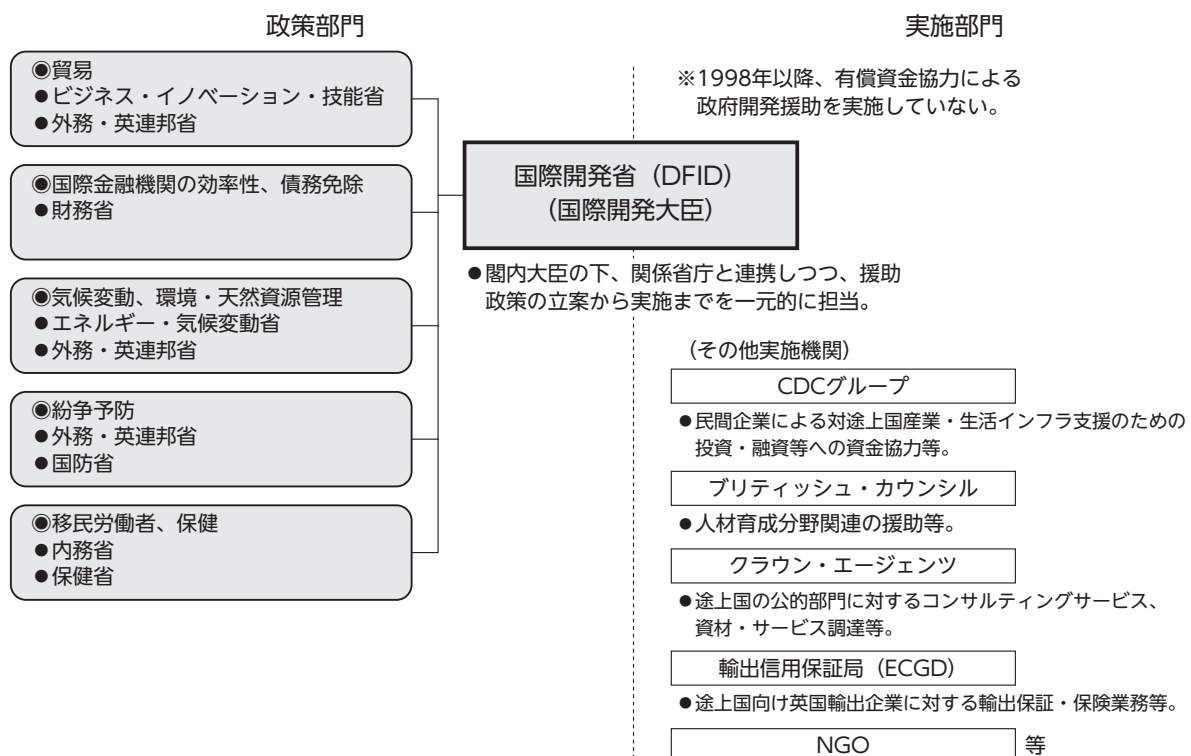
(エ) 輸出信用保証局(ECGD:Exports Guarantee Department)

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保険業務等を実施。

ウ 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2009/2010年度、DFIDは、パートナーシップ・プログラム協定(PPAs)を通じた、主要な英国NGOの貧困国での活動に対する支援、「シビル・ソサエティー・チャレンジ基金」を通じた、人道緊急支援分野でのNGOプロジェクトへの支援に加え、DFID海外事務所やDFIDの援助プログラムを通じた様々な方法で、市民社会を通じた援助を実施している。

援助実施体制図



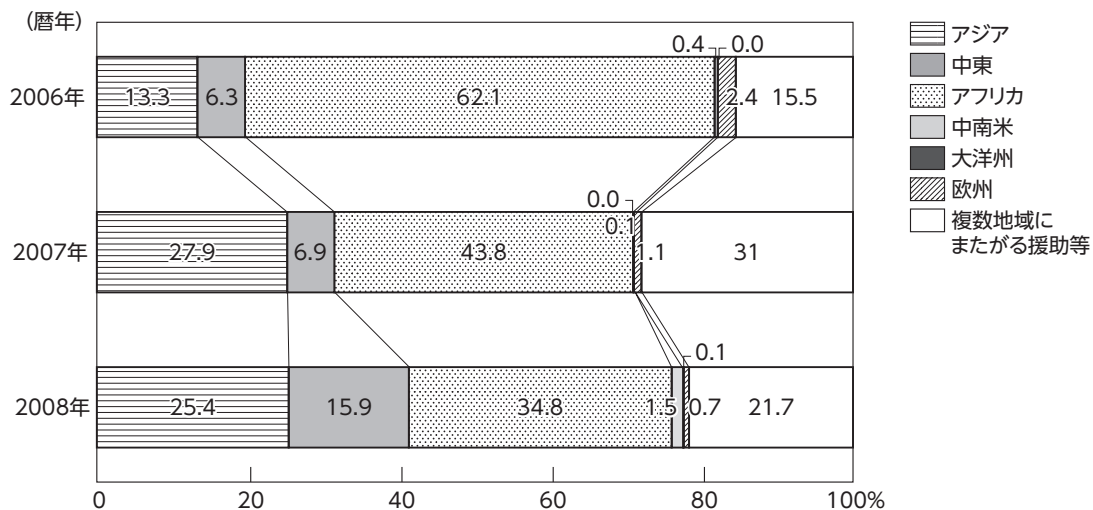
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ナイジェリア	3,185.74	36.5	1	インド	510.53	9.1	1	イラク	639.04	8.7
2	インド	349.30	4.0	2	エチオピア	291.50	5.2	2	インド	613.12	8.3
3	アフガニスタン	246.49	2.8	3	ナイジェリア	285.95	5.1	3	アフガニスタン	322.31	4.4
4	タンザニア	218.86	2.5	4	アフガニスタン	268.71	4.8	4	パキスタン	260.32	3.5
5	スーダン	215.55	2.5	5	バングラデシュ	245.57	4.4	5	タンザニア	254.22	3.5
6	ウガンダ	214.41	2.5	6	タンザニア	231.79	4.1	6	エチオピア	253.68	3.4
7	パキスタン	203.17	2.3	7	スーダン	206.17	3.7	7	バングラデシュ	252.53	3.4
8	イラク	203.00	2.3	8	パキスタン	197.84	3.5	8	スーダン	199.16	2.7
9	セルビア	180.49	2.1	9	ウガンダ	167.15	3.0	9	モザンビーク	197.88	2.7
10	マラウイ	170.94	2.0	10	中国	162.43	2.9	10	コンゴ民主共和国	192.85	2.6
10位の合計		5,187.95	59.4	10位の合計		2,567.64	45.8	10位の合計		3,185.11	43.2
二国間ODA合計		8,735.00	100.0	二国間ODA合計		5,601.53	100.0	二国間ODA合計		7,366.84	100.0

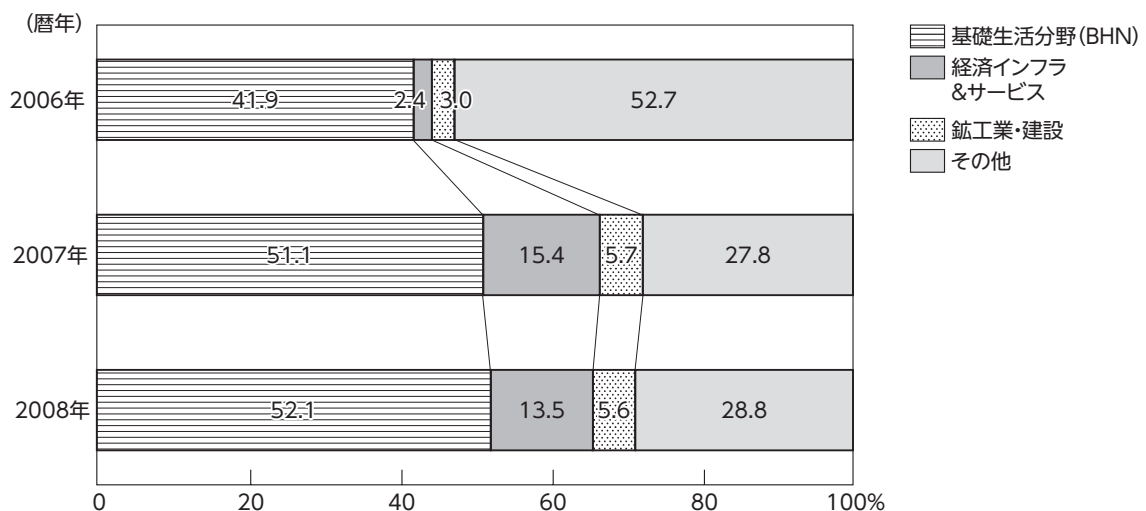
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3 フランス

(1) 援助政策等

ア 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額はここ数年約100億ドルで推移。対GNP比では約0.4%である。フランスは2015年までには政府開発援助額を対GNP比0.7%まで引き上げることを目標としており、厳しい経済状況の中、2009年の政府開発援助額は前年比約18%増加した(対GNP比0.46%)。

イ 主な二国間援助対象国

フランスの二国間援助の対象は従来からアフリカ諸国が中心だが、2009年6月に開催された省庁間国際協力・開発委員会(CICID)では、今後援助予算の60%をサブ・サハラ・アフリカ諸国に振り向け、さらに同地域の優先14か国に無償援助の50%を供与することが決定された。

ウ 重点的援助

上述のCICIDにおいて、フランスの援助を保健、教育および職業訓練、持続可能な開発と気候変動、農業および食料安全保障、民間部門支援の5優先分野に集中するとされた。とりわけ、アフリカの民間部門支援の重要性についてはサルコジ大統領就任以降繰り返し強調され、新たな基金が創設されるなどの動きがある。

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、自国の産業支援と開発援助を結びつける傾向も見られる。経済産業雇用省の国庫総局が所管する新興国準備金(Réserves Pays Émergents (RPE))は、公共交通インフラ整備を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁(AFD: Agence française de développement)とは別ルートで融資を行っている(中国における高速鉄道建設、ハノイ地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等)。

(2) 実施体制

ア 外務省、経済産業雇用省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。援助政策に関する基本法はなく、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場として機能している。

イ 2009年の外務省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務省内で開発を担当していた国際協力・開発総局は、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局(DGM: Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats)として改編され、併せて援助実施はほぼすべてAFDに移管され、外務省、経済産業雇用省、移民省の3省共管となった。引き続き外務大臣の下に協力・仏語圏担当長官がおかれ、開発政策を総括している。

ウ 経済産業雇用省では、国庫・経済政策総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している。また、同総局がパリ・クラブの事務局を務めている。

エ AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済産業雇用省との関係が特に緊密であり、両省は、AFDの最高意思決定機関である監査役会に、自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、監査役会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済産業雇用省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。また、2009年外務省改革により、グローバリゼーション総局内に「政府開発援助策定・仏開発庁(AFD)監督部」が創設され、AFD監督機能を担うことが期待されている。

在外事務所に関しては、サブ・サハラ・アフリカ29事務所、地中海・中東(北アフリカを含む)12事務所、アジア10事務所、カリブ3事務所、南米3事務所、海外県領土9事務所の全66事務所がある。職員は、計1,621名(パリ本部採用が1,042名、ローカル採用が495名、国際ボランティアが84名)(2009年)。年間予算は62億ユーロ(2009年。前年比約40%増)。予算の地域配分は、サブ・サハラ・アフリカ33%、中東・地中海19%、アジア太平洋17%となっている。

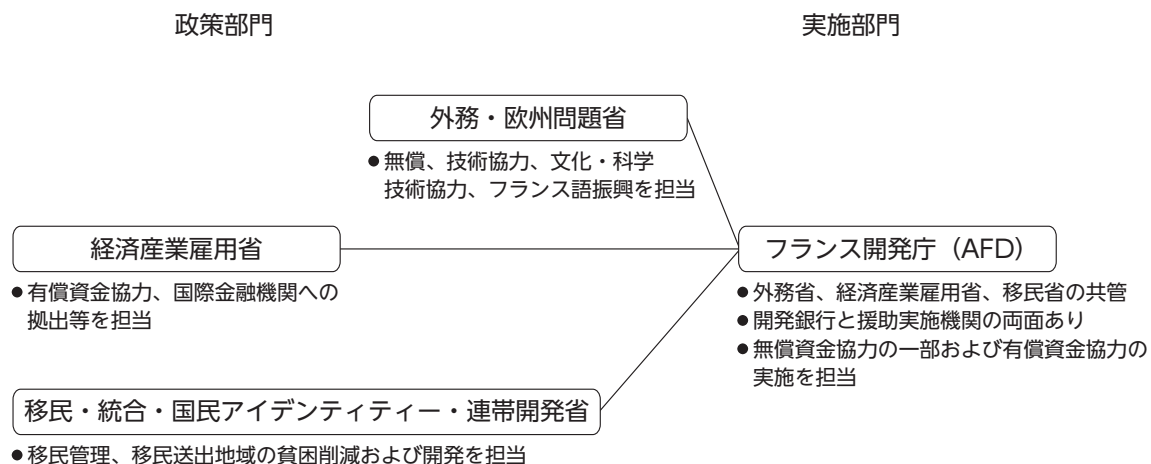
(参考: <http://www.afd.fr> 年次報告書は同HPで閲覧可能)

オ NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務省からAFDへと移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年よりNGOの活動に対し総額4,000万ユーロの支援実績がある。2008年

までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会(HCCI:Haut conseil de cooperation international)が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務省機構改革の一環で、市民社

会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立され、クシュネール外相(当時)が第一回会合を主催した。

援助実施体制図



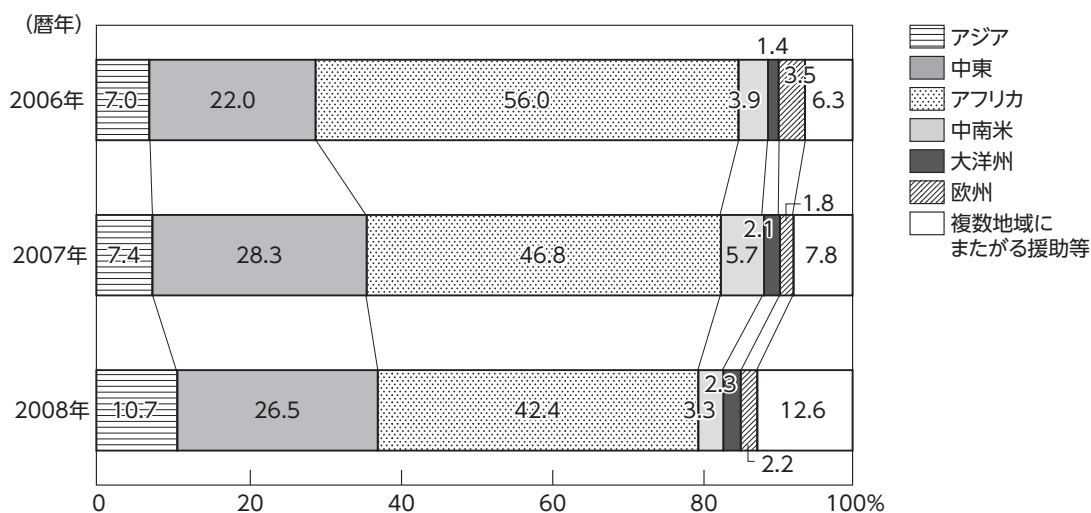
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ナイジェリア	2,027.15	25.6	1	イラク	759.24	12.1	1	マイヨット	474.72	7.3
2	イラク	790.70	10.0	2	カメルーン	596.23	9.5	2	コンゴ共和国	367.98	5.7
3	マイヨット	337.54	4.3	3	マイヨット	406.86	6.5	3	イラク	315.04	4.9
4	モロッコ	301.41	3.8	4	モロッコ	218.77	3.5	4	レバノン	305.82	4.7
5	セネガル	287.47	3.6	5	マリ	214.02	3.4	5	トルコ	293.77	4.5
6	カメルーン	243.61	3.1	6	アルジェリア	185.18	3.0	6	中国	207.51	3.2
7	チュニジア	176.30	2.2	7	セネガル	176.66	2.8	7	セネガル	189.03	2.9
8	アルジェリア	173.42	2.2	8	ベトナム	154.46	2.5	8	ベトナム	165.59	2.6
9	ベトナム	159.38	2.0	9	マダガスカル	141.97	2.3	9	モロッコ	163.21	2.5
10	南アフリカ共和国	158.77	2.0	10	トルコ	134.23	2.1	10	チュニジア	160.46	2.5
10位の合計		4,655.75	58.8	10位の合計		2,987.62	47.7	10位の合計		2,643.13	40.9
二国間ODA合計		7,919.40	100.0	二国間ODA合計		6,258.44	100.0	二国間ODA合計		6,461.27	100.0

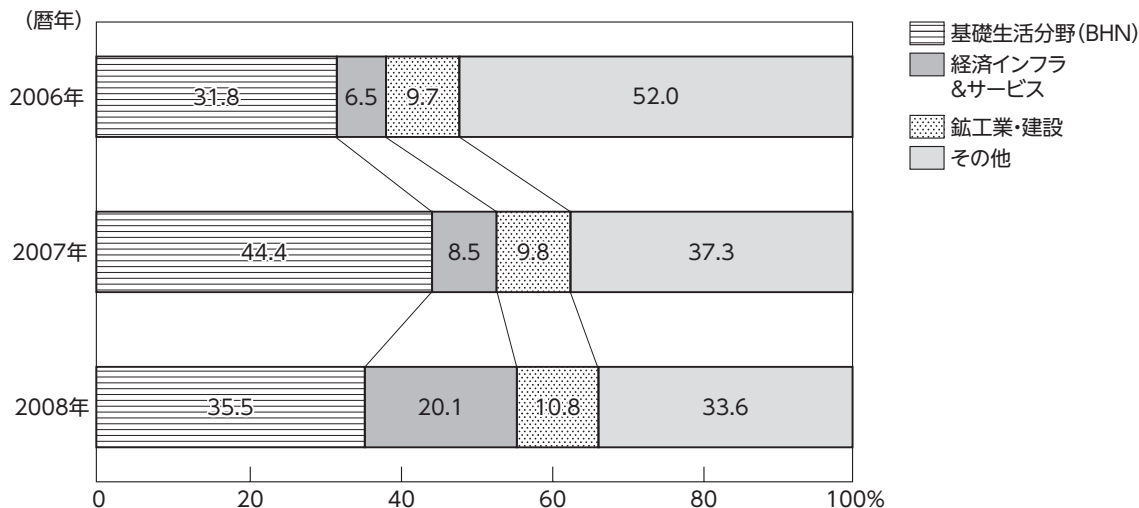
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 ドイツ

(1) 援助政策等

ア 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

(ア) 2009年10月に発足した独新連立政権において、開発政策は独の外交政策の一部分であり、独の有する価値と国益が反映され、開発問題は独および欧州における平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能な貧困対策(ミレニアム目標の達成)、②途上国の構造問題の解決(途上国および国際社会におけるグッドガバナンスの促進)、③途上国および独における市民社会の関与強化(関与を支持し、開発政策に利用)、④経済の関与強化(企業の社会的責任および官民協力の促進)、⑤開発協力の効果を強化(組織構造改革により開発協力の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を目指す)、および⑥透明性(開発政策に関する情報提供の強化)である。この考えを踏まえ、これまでの開発政策目標「行動計画2015 (Programme of Action 2015)」に代わるペーパーを作成しているところ。

イ 援助政策における特徴

- (ア) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支持しており、2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに政府開発援助の対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている(2000年実績0.27%が2007年に0.37%に拡大)。経済協力開発省予算は着実な伸びを示しているが(2000年37億ユーロから2010年は60.7億ユーロ)、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源の中で政府開発援助予算を如何に拡大していくかが課題であるとされており、新たな財源として、欧州排出権取引市場において一定の排出権をオークションにかけることによる収入の一部が政府開発援助予算に割り当てられる予定である。
- (イ) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている。
- (ウ) また、近年における特徴の一つとして、二国間援

助における対象国の重点化があり、2008年3月には58か国に絞られた。これは、途上国の経済面・社会面・環境面並びに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力・技術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである(2006~07年では約70か国が選定されている)。こうした「パートナー国」においては、経済協力の重点セクターが少数(1~3程度)選ばれ、このセクターに独の支援(資金協力、技術協力、NGO支援等)を集中させるようになっている。なお、これら重点地域以外の途上国に対しては、二国間援助よりも国際機関経由の支援やEUによる支援が中心となっている。今後の方向性として、この「パートナー国」の総数をより少なくしていくことが目標とされている。

(2) 実施体制

ア 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)

- (ア) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助について同省(本省定員約600名)を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁(経済技術省、内務省、労働社会省等)がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。各省庁による政府開発援助の実績についての取りまとめもBMZが行っており、同省を通じて独の政府開発援助実績がDACに報告されている。
- (イ) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっており、両省庁間では次官や局長クラスでの協議が行われるほか、日常的には関係部局間で連絡が行われている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地ドイツの大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に40名前後が出向している。
- (ウ) 議会との関係では、経協開発委員会、予算委員会とのかかわりが深い。経協予算全体および財政支援

案件は予算委員会の承認が必要となっている。その他個々の案件については、経協委員会への報告、議論の対象にはなるが、実施は行政府権限。

イ 実施機関

(ア) ドイツの援助政策におけるもう一つの特徴として、実施機関が相対的に多いことが指摘されており、実施機関の統合は、大きな課題となっていた。国内関係者間で実施機関の統合をめぐる議論が続いていたが、2010年6月、経済協力・開発省による構造改革コンセプトの提出後、ドイツ政府は2010年7月7日、閣議決定で技術協力公社(GTZ)、国際再教育開発公社(InWEnt)およびドイツ開発サービス公社(DED)の3機関を統合することを決定した。2011年1月1日、3機関は「国際協力公社(GIZ)」へと再編統合された。

(イ) GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している(従業員は約1万7千名)。GIZは本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。監査役会の議長はBMZ政務次官であり、GIZの事業予算のほとんどは独連邦政府からの委託金であるが、GIZはBMZからの委託に加え、独外務省、独環境省、独教育研究省や州政府、地方公共団体、財団、一般企業に加え欧州委員会や国連、世銀といった国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。GIZ下のGIZIS(ドイツ国際協力公社国際サービス部門)が委託者に技術協力を提供している。(GIZホームページ:www.giz.de)

(ウ) 復興金融公庫(KfW)は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfWは銀行グループの総称であり、政府開発援助事業(資金協力)を実施しているのは、グループの中の「KfW開発銀行」(本部はフランクフルトで定員約370名)であるが、政府開発援助の世界では同行を「KfW」と呼ぶことが多い。KfWの事業全般について監督する監査役会の正副議長は財務大臣と経済技術大臣であり(輪番制)、そのほかに外務大臣や各州首相等が委員に任命されている。KfWは、途上国等に28の在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。

(KfWホームページ:www.kfw.de)

(エ) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所(DIE)などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

(DIEホームページ:www.die-gdi.de)

(オ) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、ドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。ドイツ外務省が予算計上している緊急・人道支援の大半がこれらドイツNGOを通じて実施されている。また、政府開発援助として計上される額としては小さいものの、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として連邦技術支援庁(THW:内務省所管)がある。同庁はドイツ国内の自然災害への対応を本来の任務としているが、海外にも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている。

(1) 政府開発援助上位10か国

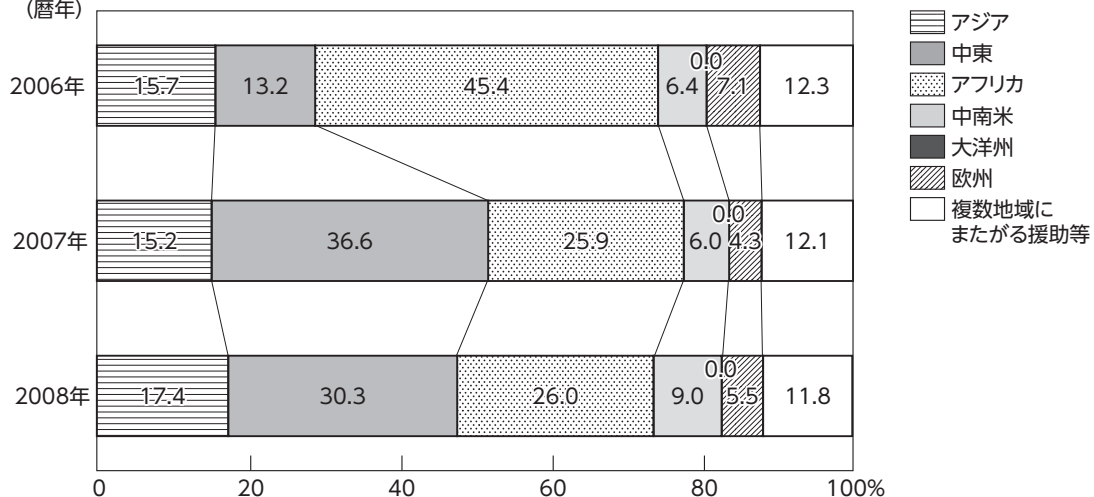
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ナイジェリア	1,710.41	24.3	1	イラク	2,095.03	26.4	1	イラク	1,854.29	20.5
2	イラク	388.17	5.5	2	カメルーン	754.52	9.5	2	ボツワナ	438.98	4.8
3	ザンビア	287.54	4.1	3	中国	289.28	3.6	3	中国	411.87	4.5
4	中国	244.85	3.5	4	アフガニスタン	217.15	2.7	4	リベリア	316.60	3.5
5	カメルーン	228.11	3.2	5	エジプト	153.91	1.9	5	アフガニスタン	294.02	3.2
6	セルビア	202.49	2.9	6	モロッコ	142.82	1.8	6	エジプト	170.27	1.9
7	エジプト	140.61	2.0	7	インド	127.97	1.6	7	南アフリカ共和国	150.10	1.7
8	アフガニスタン	117.99	1.7	8	南アフリカ共和国	101.49	1.3	8	インド	147.69	1.6
9	モロッコ	104.49	1.5	9	ベトナム	97.64	1.2	9	ブラジル	126.65	1.4
10	ベトナム	86.75	1.2	10	エチオピア	96.48	1.2	10	ベトナム	114.99	1.3
10位の合計		3,511.41	49.9	10位の合計		4,076.29	51.3	10位の合計		4,025.46	44.4
二国間ODA合計		7,034.04	100.0	二国間ODA合計		7,949.76	100.0	二国間ODA合計		9,062.68	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

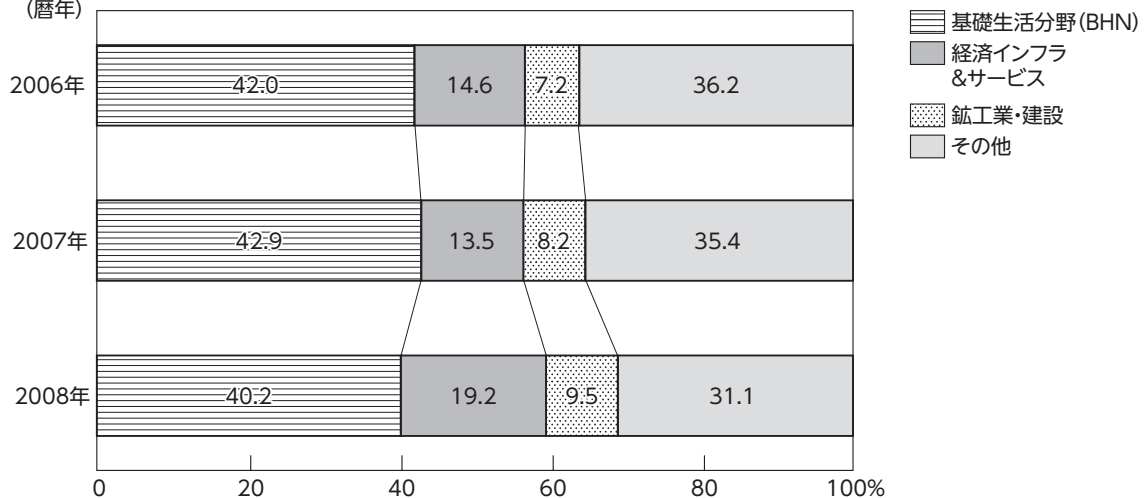
(暦年)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



5 オランダ

(1) 援助政策等

ア 外交政策としての位置付け^(注1)

外交政策目標として、貧困の削減と持続的経済成長を掲げ、政府開発援助については、世界金融・経済危機の影響による政府予算の削減にもかかわらず、引き続き、対GNI比0.8%を目標値としている。

昨年2009年の政府開発援助実績は、対GNI比0.82%、47億ユーロで世界第5位(GNI比ベース)、同第7位(援助額ベース)の援助国となっている^(注2)。援助予算の50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けで、GNI比0.8%の内の0.1%は環境・自然・水分野に拠出されている(2009年^(注3))。

イ ミレニアム開発目標の位置付け

援助政策の主要目的を貧困削減とし、ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGs達成に向けた2008年から2015年までの長期援助政策として、人権および雇用・収入を改善するビジネス環境を可能にするグッドガバナンスの実現を目標とし、教育、エイズ対策、水、環境およびリプロダクティブヘルスを主要テーマとする。

ウ 重点施策^(注4)

2007年~2011年は、以下の4つの重点施策が挙げられた。(ア)安全保障と開発:脆弱な国家を中心とした人道援助、暫定的司法制度を含むグッドガバナンスと人権に対する支援、安全保障部門の改革支援。脆弱な国家に対する追加予算は2008年に1,500万ユーロ、2009年に2,500万ユーロ、2010年以降は3,500万ユーロ。(イ)成長と公平性:開かれた公平な貿易システムの実現、バランスの取れた成長の追求、成長の原動力としての民間部門を重視。(ウ)ジェンダー、性と生殖に関する健康および権利:女性の地位向上を最重視。MDG3(ジェンダー平等推進と女性の地位向上)に関するNGOの活動を強く支援。(エ)持続可能性、気候およびエネルギー:温室効果ガス削減のためのCDM等各種枠組み活用、アフリカのエネルギー供給

のためのバイオマス資源活用等を実施。

限られた資源をより有効に利用するとの観点から、長期的な援助の対象国を限定する政策をとり、現在は36か国のパートナー国および他の4か国(合計40か国)に対し、オランダの意図する政策的努力並びにパートナー国等のニーズおよび特性を勘案した上で、(ア)MDGsの加速的な達成が求められる国々(低所得国ではあるが国家の脆弱性はそれほど問題ではなく、当該政府と協力して事業に取り組むことが期待できる国。ガーナ、ケニア、モンゴル等)、(イ)安全保障と開発が求められる国々(脆弱性ないし著しい不平等のために貧困削減が妨害されている国。アフガニスタン、パキスタン、スーダン等)、(ウ)幅広い関係が求められる国々(中所得国で国家の脆弱性はそれほど問題ではない国。インドネシア、ベトナム、南アフリカ等)に分類し、それぞれに応じた支援戦略を決定している。また、急速な成長により開発途上国と見なされない調整国が上記(イ)および(ウ)において合計7か国指定されており、段階的に援助が削減され、終了する予定である。

(2) 援助実施体制

外務省国際協力局(DGIS)が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策専任の開発協力大臣ポストが設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、DGISにある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる他省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数約1,560人(2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数。)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役

注1 Foreign Policy Goals 2010

注2 DACホームページ

注3 Dutch development policy

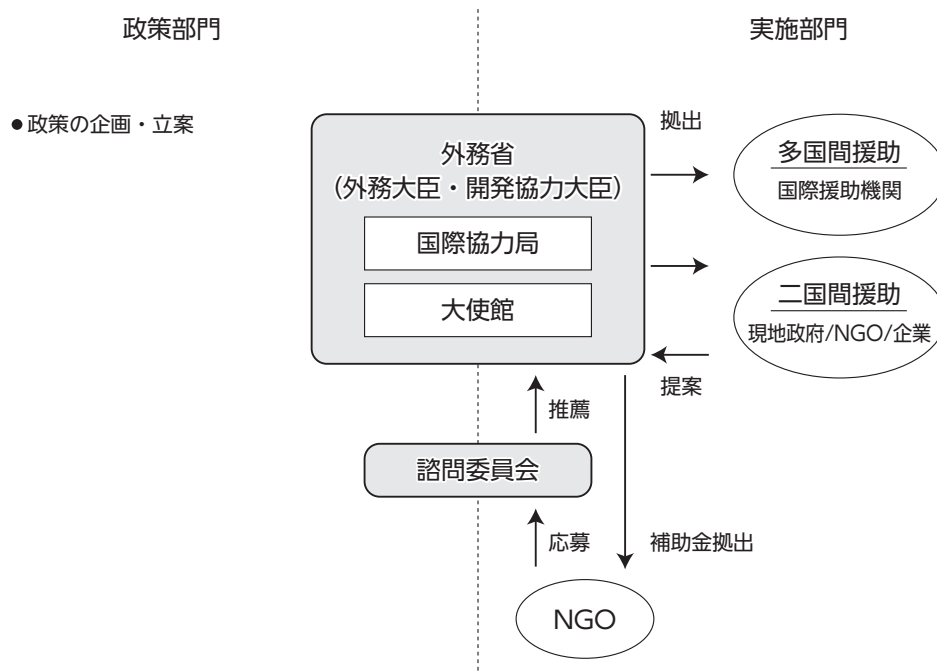
注4 Our Common Concern- Investing in development in a changing world

割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入れ国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それを基にして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態(二国間援助(多くがセクター別支援、すべて贈与)、多国間援助(世界銀行・国連等の国際機関)、民間機関(企業・NGO)への補助金交付)により行われており、NGO への補助金(共同出資プログラム)を通じての協力が盛んである。2007年から2010年の間MFS I (MFS: 蘭語 het Mede-financieringsstelsel, 英語 the Co-financing System)に総額21億ユーロがNGOへの補助金として支

出される予定である。開発協力大臣により任命された独立の専門家からなる諮問委員会は、MFS I の事業としてオランダのNGO から提出された114の案件のうち、74の案件に対して支援がなされた。MFS II (2011年から2015年)は、現在、30の案件に対し、毎年4億から5億ユーロの実施を予定している。NGO の独立を尊重するという立場から、外務省とNGO の間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、年に1度共同出資プログラムに参加する大・中規模のNGO 組織の代表が集まり、開発援助の現状、プログラムの進行状況に関する外務省との情報交換のほか、事業報告書の提出、年に1度のモニタリングが行われている。

援助実施体制図



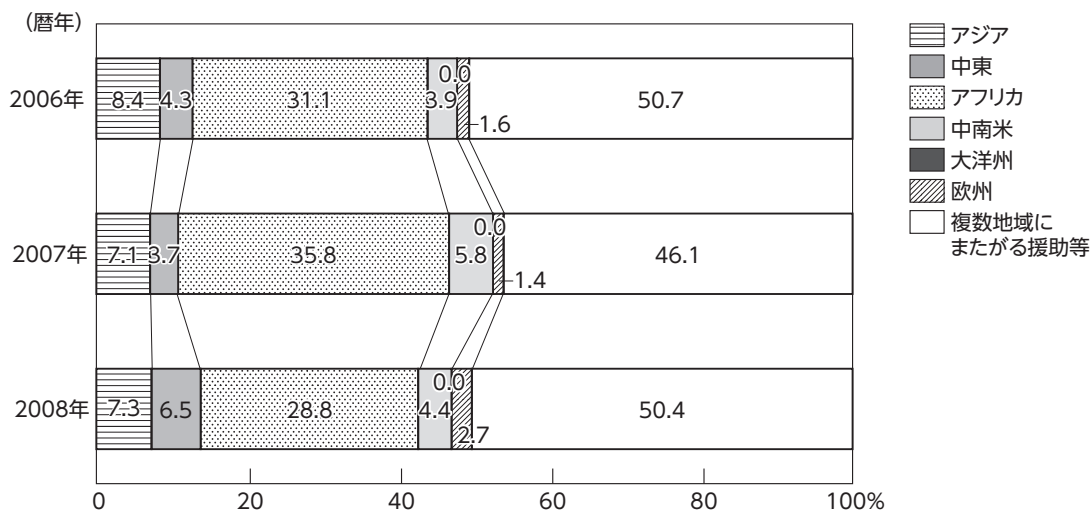
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ナイジェリア	228.75	5.3	1	ナイジェリア	344.03	7.4	1	スーダン	157.58	3.0
2	タンザニア	114.56	2.7	2	スーダン	202.51	4.4	2	ガーナ	120.22	2.3
3	ガーナ	96.96	2.3	3	ガーナ	142.23	3.1	3	タンザニア	114.86	2.2
4	スーダン	96.08	2.2	4	タンザニア	128.15	2.8	4	エチオピア	113.63	2.2
5	アフガニスタン	87.34	2.0	5	スリナム	124.04	2.7	5	アフガニスタン	111.97	2.2
6	ウガンダ	82.38	1.9	6	バングラデシュ	99.45	2.1	6	モザンビーク	105.70	2.0
7	インドネシア	75.62	1.8	7	アフガニスタン	88.82	1.9	7	ブルキナファソ	88.90	1.7
8	バングラデシュ	67.45	1.6	8	モザンビーク	80.66	1.7	8	ザンビア	85.05	1.6
9	マリ	66.12	1.5	9	ザンビア	71.54	1.5	9	バングラデシュ	84.74	1.6
10	ベトナム	61.05	1.4	10	ウガンダ	70.43	1.5	10	ウガンダ	82.85	1.6
10位の合計		976.31	22.8	10位の合計		1,351.86	29.1	10位の合計		1,065.50	20.5
二国間ODA合計		4,282.23	100.0	二国間ODA合計		4,643.87	100.0	二国間ODA合計		5,199.58	100.0

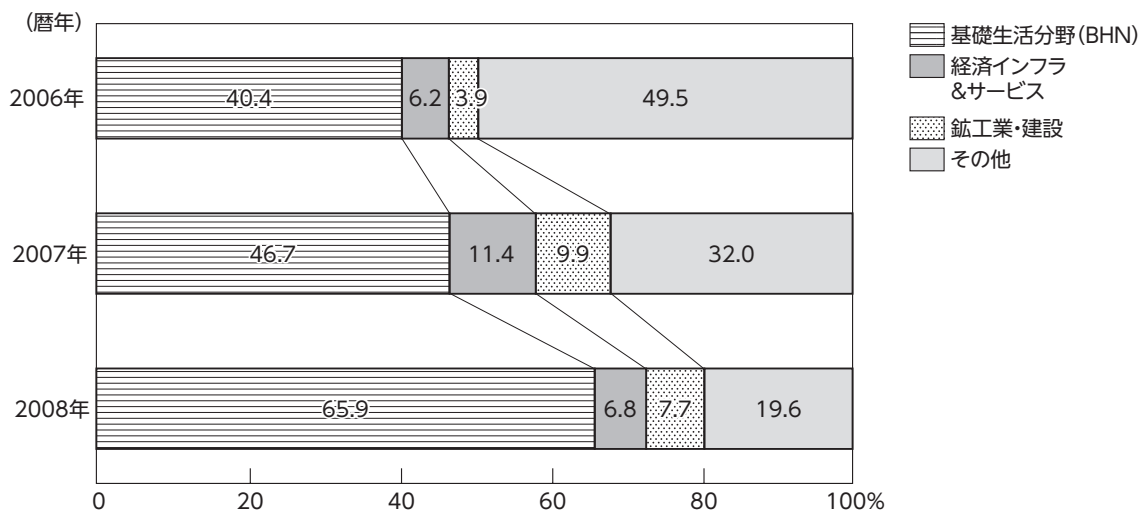
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



6 スウェーデン

(1) 援助政策等

ア 基本政策

政府は2003年12月以降、「共有責任:全地球的発展のためのスウェーデンの政策(PGD)」を開発政策の指針としている。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とすることとしている。

PGDの下、2007年には、援助の効果、効率および質を向上させることを目的に「対象国限定アプローチ」を導入し、民主主義と人権を共通重点事項とした上で、これまで広範にわたっていた援助国を約30に絞り込み、①長期的な開発協力を実施する国(重点:貧困の削減、機能的な中央行政の構築、民主的な統治への支援など)、②紛争中または紛争終結直後の国(重点:平和と安全)、③スウェーデンが改革に協力する国(重点:貧困の削減、EUへの統合促進など)などに分け、援助を実施することとした。

2006年に、社会民主党中心の長期政権から穏健党中心の政権に交代して以降、援助の効果を具体的に示すことが一層強く求められるようになっており、2009年5月には援助の成果に関する初の報告を国会に提出、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択するなどしている。

イ 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力に割り当てることを目標としており、2010年度予算では314億(スウェーデン・クローネ)SEKを計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2009年の政府開発援助実績(DAC統計ベース:暫定値)は、45億4,600万ドル(対GNI比1.12%)、対前年比3.9%減であった。

(ア) 主要分野

現政権の優先分野は、①民主主義と人権(重点:人権の尊重と促進、民主的な制度の確立と法の支配、民主的統治、市民社会の役割と独立したメディアの確立)、②環境と気候(重点:気候変動への適応、エネルギー、環境と安全、水)、③男女平等と開発における女性の役割(重点:全活動分野における男女平等の

視点の導入、経済の発展・政治参加における女性の役割、セクシャル・リプロダクティブヘルスの権利(HIV/AIDSを含む)、女性の安全等)である。

(イ) 地域別・分野別

スウェーデンでは、アフリカに最大の援助ニーズがあるとの認識の下、アフリカ、特にサブ・サハラへの援助を重視しており、スウェーデン国際開発協力庁(Sida^(注))の2009年予算の39%がサブ・サハラに向けられている。また、政府は、2008年、「新アフリカ政策」を策定し、被援助国の貧困削減戦略への支援を中心に、二国間援助については当面アフリカに重点を置くこととしており、モザンビーク、タンザニア、ケニアなどが主要な援助受取国となっている。アフリカに次ぐ重点地域はアジア・中東であり(Sida予算の22%)、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ西岸・ガザ地区、バングラデシュ、カンボジアなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が58%を占めており、そのうち77%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は37%、専門家支援・養成が5%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権(25%)、人道的援助(15%)、保健(10%)、持続可能なインフラとサービス(10%)などとなっている。

環境・気候変動の分野について、Sidaは、温室効果の悪化を防止することを目的とし、国別に開発援助政策を策定する際に環境・気候変動分析を行うとともに、各分野への具体的支援や個々のプロジェクトを形成するときに戦略的環境評価と環境への影響評価を実施している。

NGOの活用については、2009年、Sidaの予算の7.9%に当たる13億SEKが拠出されており、その約60%が民主主義・人権・平等分野の活動に充てられている。これらのNGOの活動地域は、ケニアや南アフリカやのほか、パレスチナ西岸・ガザ地区やインドなどとなっている。

注 HP: www.sida.se 年次報告あり(2007年まで英語版あり。2008年以降は英語版がなく、かつ一部統計の分類方法等が変更されており、対応していない数値がある。)

(2) 実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣(国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局(人道支援等)が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

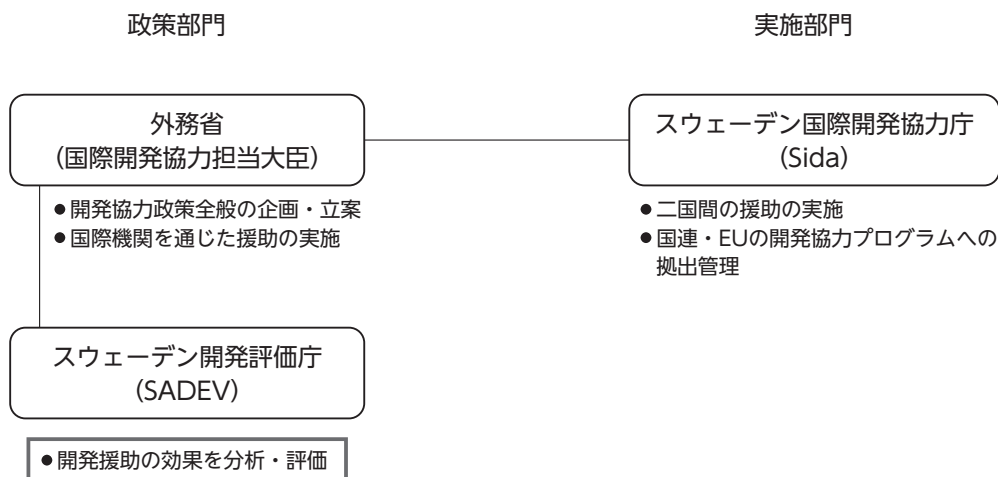
援助の実施は、外務省多国間開発協力局(国際機関を担当、職員数約30人)等およびスウェーデン国際開発協力庁(Sida: 二国間援助を担当、同795人(海外163人、国内はか632人))が行う。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省が承認する。

現在、約30の国別援助戦略が存在するが、それぞれ被援助国との協力関係を多様な観点から検討し、一定期間内にスウェーデンが関与すべき事項が示されている。

約400ある中小の開発援助関係NGOは、15の大規模開発援助関係NGOの下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」等と称される大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

2006年にスウェーデン開発評価庁(SADV)が外庁として新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価し、政策立案者にフィードバックすることとなったほか、Sida自体も成果ベースの運営を行うためのデータ・バンクシステムを構築し、2010年から運用を開始している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

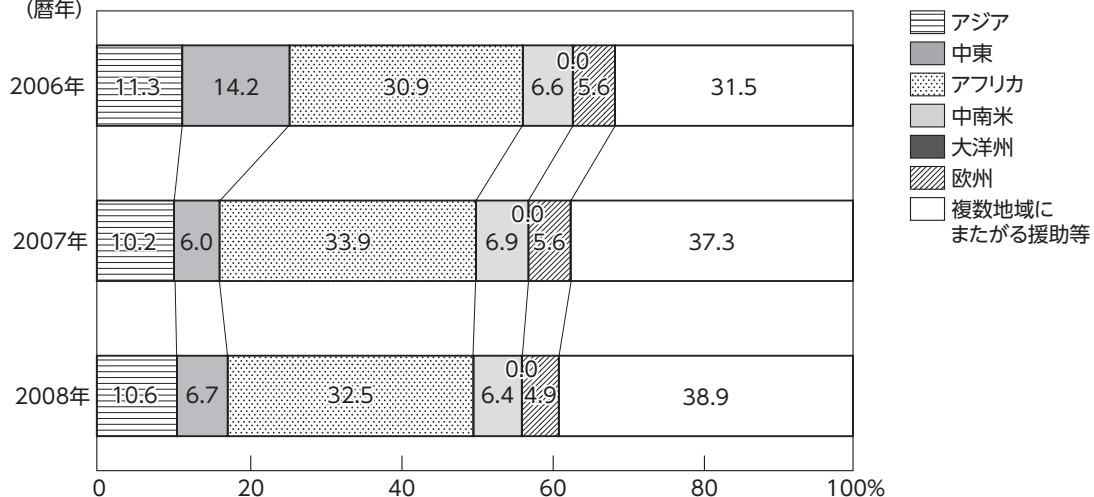
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	イ ラ ク	278.25	9.8	1	タ ン ザ ニ ア	107.76	3.7	1	タ ン ザ ニ ア	125.53	4.0
2	タ ン ザ ニ ア	111.66	3.7	2	モ ザ ン ビ ーク	103.57	3.5	2	モ ザ ン ビ ーク	119.60	3.8
3	モ ザ ン ビ ーク	91.75	3.2	3	カ メ ル ー ン	73.64	2.5	3	アフガニスタン	73.89	2.4
4	ウ ガ ン ダ	62.59	2.2	4	ス ー ダ ン	68.11	2.3	4	パレスチナ自治地域	71.81	2.3
5	ケ ニ ア	51.94	1.8	5	ウ ガ ン ダ	56.55	1.9	5	コンゴ民主共和国	67.96	2.2
6	パレスチナ自治地域	50.97	1.8	6	アフガニスタン	56.15	1.9	6	ケ ニ ア	65.85	2.1
7	ザ ン ビ ア	48.28	1.7	7	パレスチナ自治地域	54.33	1.9	7	ス ー ダ ン	64.98	2.1
8	ス ー ダ ン	47.53	1.7	8	ザ ン ビ ア	53.69	1.8	8	ウ ガ ン ダ	64.07	2.0
9	アフガニスタン	46.42	1.6	9	ベ ト ナ ム	47.03	1.6	9	ザ ン ビ ア	51.54	1.6
10	セ ル ビ ア	44.29	1.1	10	ケ ニ ア	45.51	1.6	10	エ チ オ ピ ア	46.94	1.5
10位の合計		833.68	29.2	10位の合計		666.34	22.7	10位の合計		752.17	23.9
二国間ODA合計		2,851.91	100.0	二国間ODA合計		2,932.23	100.0	二国間ODA合計		3,142.32	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

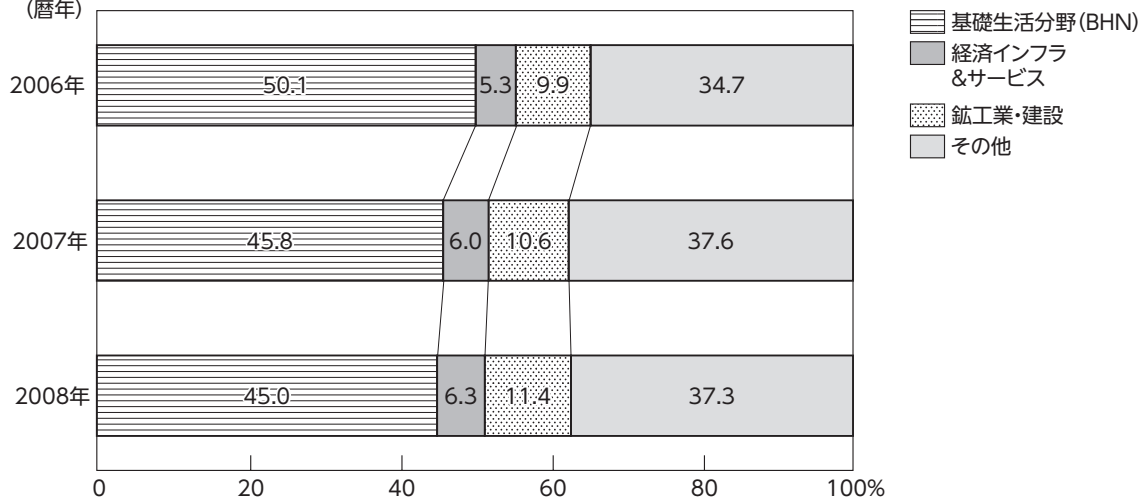
(暦年)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



7 カナダ

(1) 援助政策等

ア 基本の方針、重点国・分野

(ア) 2006年2月に発足したハーパー保守党政権は、旧自由党政権が打ち出した「選択と集中」の方針(2005年4月『対外政策に関する基本方針(International Policy Statement)』)を事実上継承しつつも、これに適宜修正を加えながら新たな方向性を打ち出している。

2007年度予算においては、中長期的な基本方針として、①援助対象国を外交目的と整合するよう絞り、カナダが関心を有するコアとなる国においてトップ5のドナー国となることを目指す、②「効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「一層のアカウンタビリティ(説明責任)の確保」により成果重視を推進することが示された。

2008年5月には、『ODA説明責任法(Official Development Assistance Accountability Act)』が成立(同年6月施行)。援助理念として「貧困削減への貢献」、「貧困者の視点考慮」、「国際人権基準との整合」を掲げ、年次報告書の議会提出を国際開発庁(CIDA)に義務付け、援助の透明性・説明責任の向上を図っている(2009年9月に第1回年次報告書提出済み)。

更に、2008年には行動計画『援助効果アジェンダ(Aid Effectiveness Agenda)』を打ち出し、①援助のアンタイド化、②地理的集中の強化、③重点分野の絞込み、④現地勤務重視型への移行を順次進めている。

(イ) 重点国・地域:2009年2月にカナダの援助の約70%を占める二国間援助の80%を20か国・地域(注)に集中させる旨発表。

(注:アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア、ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー、ウクライナ、パレスチナ自治区)

地域別実績では、アフリカ(総援助額の40%)、アジア(同18%)、米州(同13%)、アフガニスタン(同5%)等(CIDA資料)。

(ウ) 重点分野:2009年5月に「食糧安全保障」、「持続可能な経済成長」、「子供の未来・若者」の3つを優先事項

に指定。

イ 実績・予算等

(ア) カナダの2009年度の政府開発援助実績は、昨年比-9.5%の約43.4億米ドル(ドナー諸国間で第10位)、対GNI比は0.30%(第14位)(DAC統計)。

カナダの政府開発援助予算は、1986年度に対GNI比が0.5%でピークに達して以来下降の一途を辿り、01年度には0.27%まで落ち込んだ。その後、自由党政権(当時)が2002年の開発資金閣僚会合(モンテレイ)において、IAE(International Assistance Envelop: カナダの国際援助予算)を2010年度末までに01年度比倍増の50億カナダ・ドルとする、との目標を掲げ、現保守党政権も同目標の実現に向けて尽力している。ただし、対GNI比0.7%の国連目標の達成期限は未定。

(イ) アフリカ支援については、グレンイーグルズ・サミットでの倍増公約を2008年度に達成済み(2003年度比倍増の21億カナダ・ドルを達成)。

(ウ) 最大の二国間援助対象国であるアフガニスタンに対しては、2001年度から2010年度末までの10年間で総額19億カナダ・ドルの供与をコミットしている。

ウ 援助形態

(ア) カナダは、HIPC(重債務貧困国)イニシアティブ、パリクラブを通じた二国間債務救済、および1999年にカナダが他の債権国に先駆け立ち上げたカナダ債務イニシアティブの3つのアプローチを通じて債務救済に取り組んでおり、1978年来、総額13億カナダ・ドルの政府開発援助債務削減を実施。なお、有償資金協力は1986年以来行っていない。

(イ) 近年は援助のアンタイド化に尽力している。2008年4月に食糧援助の完全アンタイド化を実現、更に同年9月、2012年度末までにすべての援助をアンタイド化するとの方針を発表。

(2) 実施体制

(ア) 開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるCIDA(<http://www.acdi-cida.gc.ca/index-e.htm>)が管轄しており、2008年度の政府開発援助予算執行総額の約66%を計上している。ただし、事業実施の主体はNGO、

ボランティア団体、(農業)協同組合、各種協会、(大学等の)教育的および政治研究団体等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。

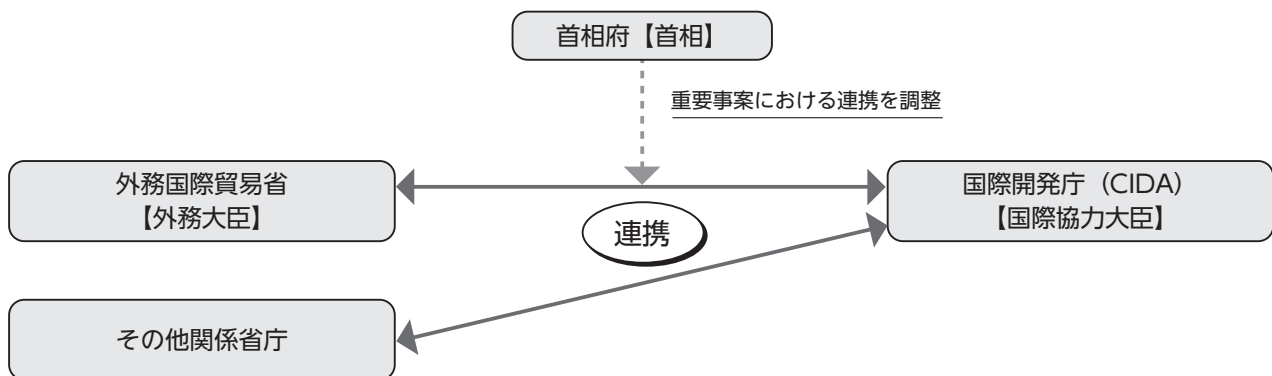
その他の主要連邦政府機関としては、債務救済および世界銀行グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省(同10%)、危機国における支援事業、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省(同8%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とする公益法人であるカナダ国際開発研究センター(同3%)などがある(CIDA出典)。

CIDAは外務国際貿易省より分離して設置された政府機関であり、設置法が存在せず、法的には所管大臣たる国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられる

が、実質的には、対議会説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、独立性を維持。

- (イ) 援助政策の立案や支援に関する決定はCIDA主導で行うが、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)に関しては、首相府の調整の下、関係省庁が連携する。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月に内閣委員会、およびそれをサポートするタスクフォースが枢密院に設置され、CIDA、外務国際貿易省、国防省、公共安全省の間の連携を図っている。
- (ウ) CIDAの職員数は、1870人、そのうち在外勤務は約170人(いずれも2008年確定値)。在外勤務の比率を高めることによって援助効果を向上させるため、2007年6月より大規模な組織改革に着手している。

援助実施体制図



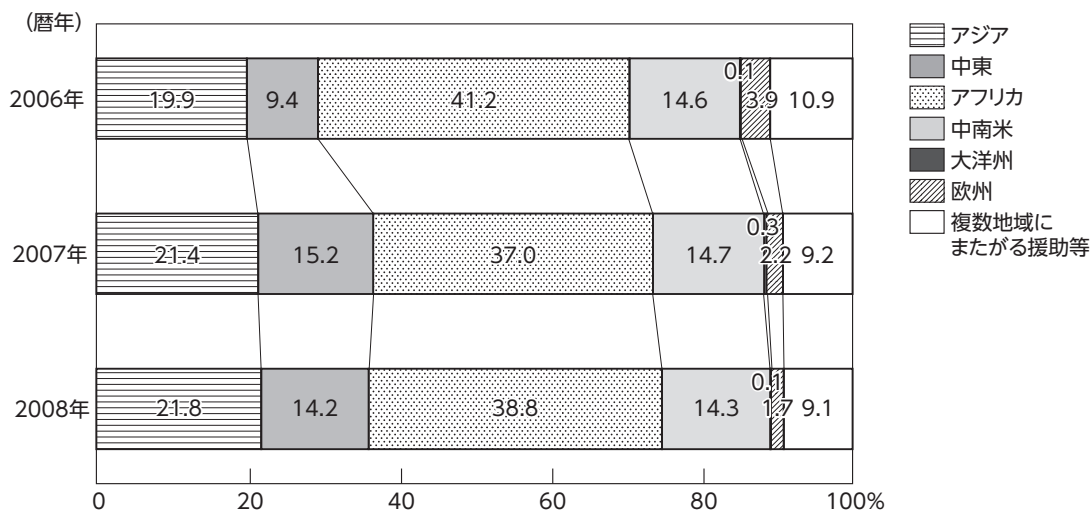
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

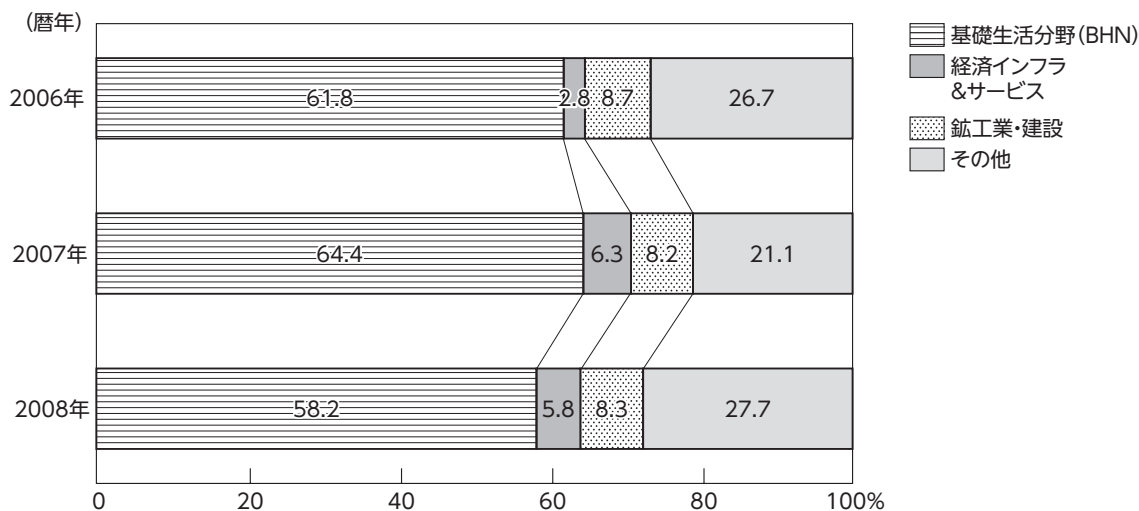
順位	国 名	2006年		順位	国 名	2007年		順位	国 名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	カメルーン	206.88	8.2	1	アフガニスタン	345.39	11.0	1	アフガニスタン	207.86	6.2
2	アフガニスタン	140.27	5.5	2	ハイチ	119.22	3.8	2	エチオピア	152.55	4.5
3	ハイチ	97.45	3.8	3	エチオピア	90.52	2.9	3	ハイチ	147.56	4.4
4	スーダン	79.3	3.1	4	ガーナ	78.57	2.5	4	イラク	142.02	4.2
5	エチオピア	62.48	2.5	5	スーダン	70.78	2.2	5	マリ	99.12	3.0
6	バングラデシュ	56.74	2.2	6	バングラデシュ	60.24	1.9	6	スーダン	83.91	2.5
7	ガーナ	53.85	2.1	7	モザンビーク	57.34	1.8	7	インドネシア	82.41	2.5
8	セルビア	49.92	2.0	8	タンザニア	56.73	1.8	8	バングラデシュ	82.06	2.4
9	モザンビーク	49.36	1.9	9	マリ	55.92	1.8	9	モザンビーク	77.23	2.3
10	パキスタン	43.44	1.7	10	インドネシア	53.44	1.7	10	ガーナ	74.01	2.2
10位の合計		839.69	33.1	10位の合計		988.15	31.3	10位の合計		1,148.73	34.2
二国間ODA合計		2,533.89	100.0	二国間ODA合計		3,152.16	100.0	二国間ODA合計		3,356.68	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移



8 イタリア

(1) 援助政策等

ア 基本政策

政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ・太平洋)間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す(第2条)」としている。

さらに、1995年に策定された経済開発協力指針は、国際社会との協調を前面に掲げ、政治、経済、人道的な側面から、(a)対最貧国援助、(b)イタリアの安全保障に直接影響しうる途上国の安定強化、(c)地球規模問題解決、(d)貧困撲滅、(e)経済改革、特に、市場経済化、経済の自由化支援、(f)人道支援を政策目標としている。

イ 援助規模

2008年の政府開発援助実績は33億1387万ドルで、対前年比で32%減。また、政府開発援助の対GNI比も前年から0.6%減少し0.16%。

ウ 対象分野・実施方針

開発協力の主要な柱として、人間の尊厳の保護、経済成長と市場拡大を通じた協調を挙げ、具体的には国連による貧困削減に向けた取組への貢献、グッドガバナンス、人権および経済開発への参画のための途上国の組織強化に取り組むとしている。

最優先支援地域はサブ・サハラ・アフリカで、次がバルカンおよび地中海。優先分野は(a)農業、食料安全保障、(b)環境、土地利用、資源管理、(c)保健、(d)教育等。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない。主な分野は農業、社会的弱者支援、保健等で、地域はサブ・サハラ・アフリカとラテンアメリカを重視。

二国間援助(有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整メカニズムとしては、外務大臣が主催する開発協力運営委員会があり、100万ユーロ以上の援助案件は右委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務省開発協力総局は13課2室(中央技術ユニットおよび評価ユニット)から構成され、職員数は374名(2010年6月)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに56名の経済協力専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に配置されている中央技術ユニットの在外部門(在外技術ユニット)には113名の専門家が配置されている。在外技術ユニットが設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

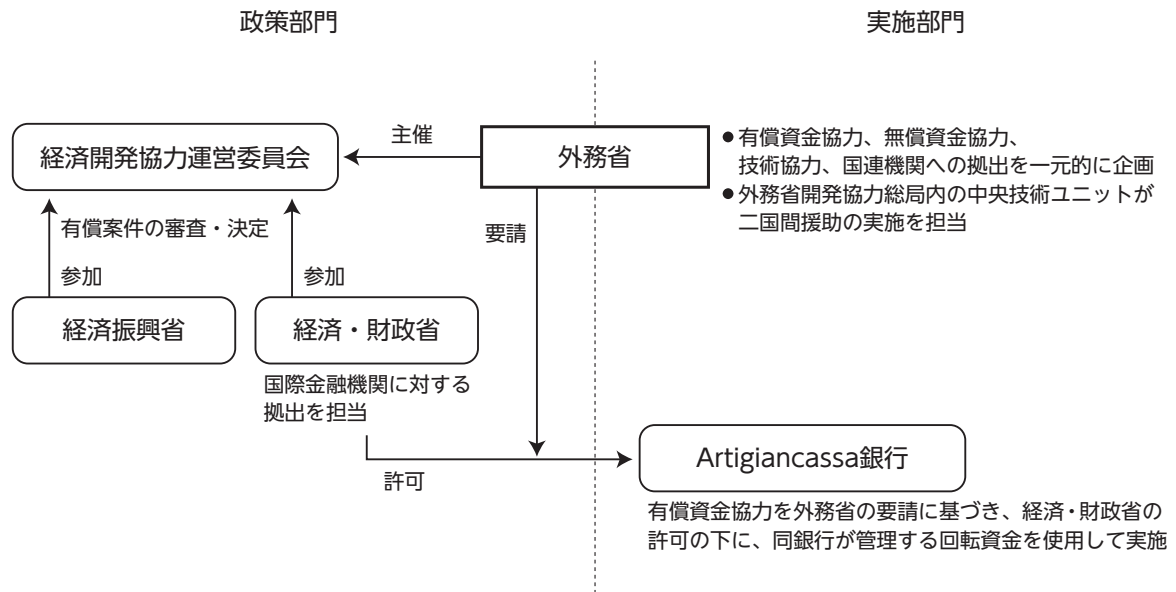
有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、かつては政府機関の中期信用金庫が外務省の指示の下でこれを行っていたが、1997年に入札制度が導入され、民間銀行がこれらの業務を行っている。

実施機関である外務省開発総局のホームページはwww.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcs/。

(2) 実施体制

1987年の政府開発援助基本法により規定されており、

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

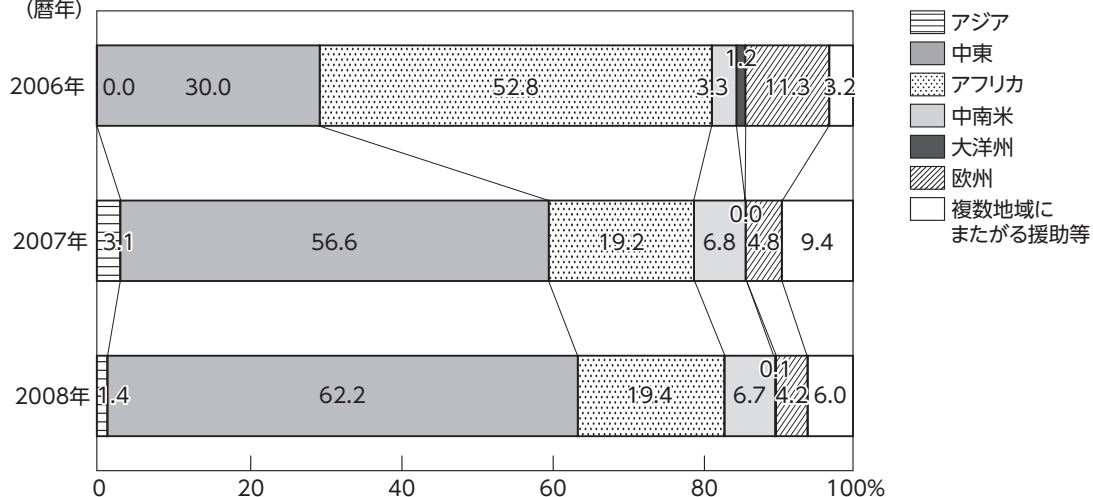
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ナイジェリア	754.98	37.7	1	イ ラ ク	480.93	37.9	1	イ ラ ク	845.05	46.0
2	イ ラ ク	485.18	24.2	2	モ ロ ッ コ	83.75	6.6	2	アフガニスタン	116.71	6.3
3	セルビア	129.65	6.5	3	エチオピア	75.47	5.9	3	パレスチナ自治地域	70.30	3.8
4	エチオピア	105.39	5.3	4	レバノン	65.41	5.1	4	エチオピア	65.86	3.6
5	カメルーン	63.63	3.2	5	アフガニスタン	62.04	4.9	5	レバノン	63.63	3.5
6	ザンビア	51.66	2.6	6	シエラレオネ	44.31	3.5	6	スーダン	35.10	1.9
7	レバノン	44.26	2.2	7	モザンビーク	42.58	3.4	7	モザンビーク	34.55	1.9
8	アフガニスタン	32.50	1.6	8	中 国	42.13	3.3	8	アルバニア	33.58	1.8
9	モザンビーク	30.24	1.5	9	セントビンセント	41.41	3.3	9	セントクリスファー・ネイビス	33.53	1.8
10	アルバニア	30.13	1.5	10	セルビア	22.62	1.8	10	アングラ	32.01	1.7
10位の合計		1,727.62	86.3	10位の合計		960.65	75.6	10位の合計		1,330.32	72.4
二国間ODA合計		2,000.93	100.0	二国間ODA合計		1,270.33	100.0	二国間ODA合計		1,838.26	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

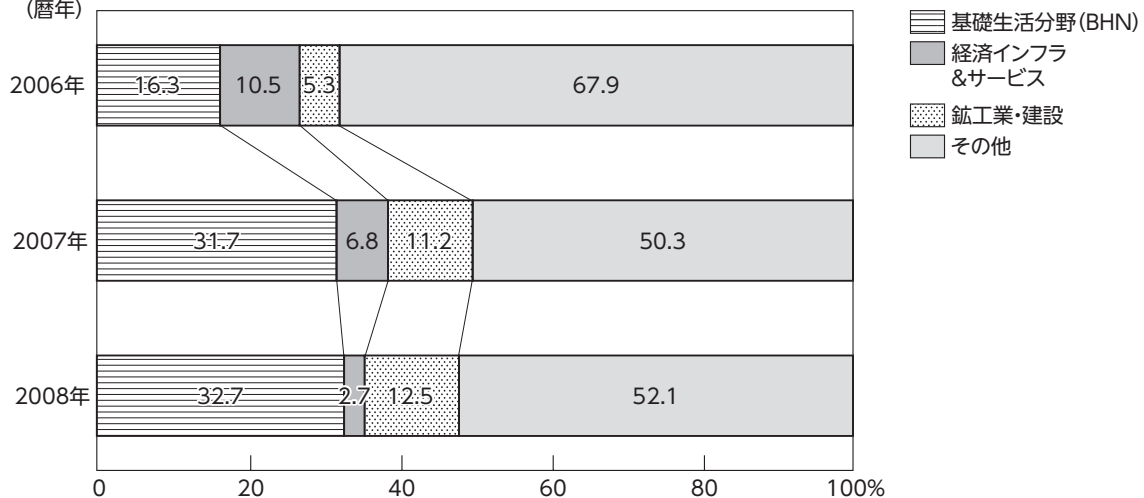
(暦年)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



9 ノルウェー

(1) 援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金は全てアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標(MDGs)達成のため政府開発援助(ODA)額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2009年には実績値で初めて目標を達成した(1.06%)。なお、2010年のODA予算額は同年のGNI見込額の1.09%に相当する274億ノルウェー・クローネ(NOK)。

国連諸機関を通じた援助を重視しており、2009年の国際機関への拠出は総額の22%、国際機関を通じた二国間援助は25%、二国間直接援助は47%であった。また、赤十字およびノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

優先分野は(1)環境および持続可能な開発、(2)平和構築、人権および人道支援、(3)石油およびクリーンエネルギー、(4)女性および男女共同参画、(5)グッドガバナンスおよび腐敗対策。特に気候変動を含む環境問題並びにMDGs4および5(幼児死亡率削減および妊産婦の健康の改善)については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油(Oil for Development)イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入を国民の利益とする(自国の貧困対策資金への充当等)よう、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施している。この中で採取産業透明性イニシアティブ(EITI)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

2009年の援助額は、地域別ではアフリカ(二国間援助総額の31%)およびアジア大洋州地域(15%)が、国別ではタンザニア、アフガニスタン、パレスチナ地域およびスーダンが上位。また、7か国(マラウイ、タンザニア、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュおよびネパール)を主要援助受取国(Main Partner)と定め、長期的計画に基づく継続的・重点的な援助を実施している。

(2) 実施体制

ODAを所掌する外務省と、同省所管のノルウェー開発協力庁(NORAD)が援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金(NorFund)がある。

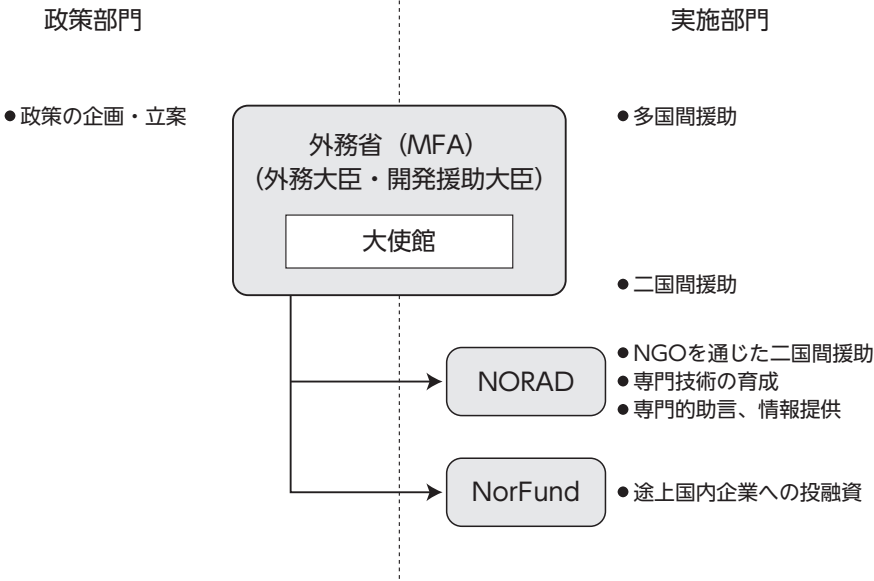
国際機関を通じた援助および二国間援助は原則として外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における援助関係者は在外の大使館における援助関係要員も含め約560名。外務省には外務大臣および開発援助大臣(環境大臣を兼務)の2大臣が存在し、両大臣の協議を経て、外務省が援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は上記2大臣と議会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORAD(職員数約250名)は援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2009年末現在、NorFundの投融資件数は81件、金額は約40億NOKである。

● 関連ホームページ

- ・ ノルウェー外務省(開発援助関連ページ)
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ・ NORAD <http://www.norad.no/>
- ・ NorFund <http://www.norfund.no/>

援助実施体制図



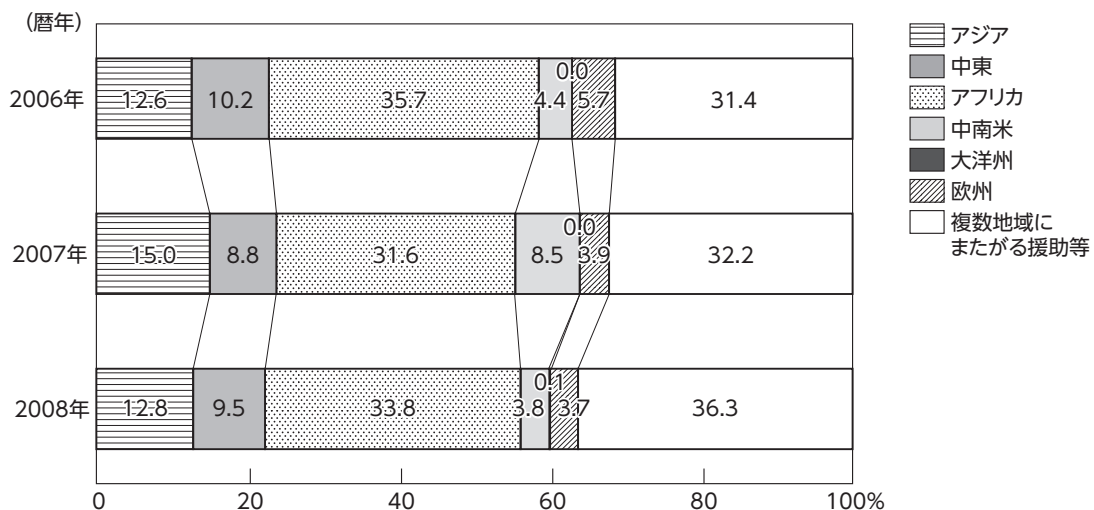
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

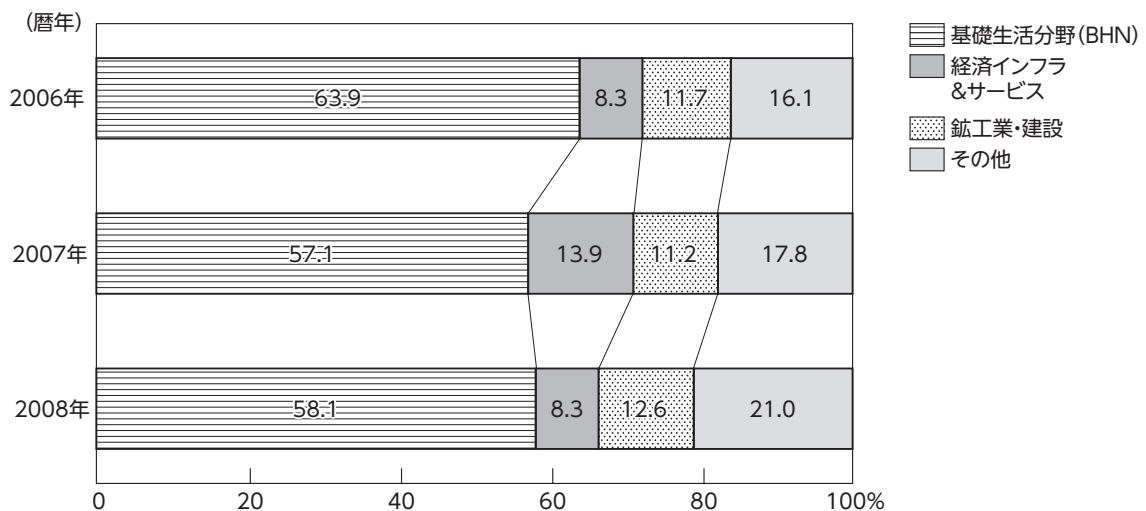
順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	スーダン	106.94	4.9	1	スーダン	119.71	4.2	1	アフガニスタン	129.05	4.3
2	パレスチナ自治地域	87.76	4.0	2	タンザニア	114.29	4.0	2	タンザニア	127.65	4.2
3	タンザニア	75.37	3.5	3	パレスチナ自治地域	106.16	3.7	3	スーダン	119.84	3.9
4	アフガニスタン	69.68	3.2	4	アフガニスタン	94.42	3.3	4	パレスチナ自治地域	115.78	3.8
5	ザンビア	66.22	3.1	5	ペルー	94.39	3.3	5	モザンビーク	96.67	3.2
6	モザンビーク	64.25	3.0	6	モザンビーク	80.13	2.8	6	ウガンダ	74.98	2.5
7	ウガンダ	50.46	2.3	7	フィリピン	78.97	2.7	7	ザンビア	73.27	2.4
8	マラウイ	50.26	2.3	8	ザンビア	74.42	2.6	8	マラウイ	64.45	2.1
9	エチオピア	41.80	1.9	9	ウガンダ	69.77	2.4	9	ネパール	61.65	2.0
10	スリランカ	37.28	1.7	10	マラウイ	54.83	1.9	10	セルビア	46.54	1.5
10位の合計		650.02	29.9	10位の合計		887.09	30.8	10位の合計		909.88	30.0
二国間ODA合計		2,170.68	100.0	二国間ODA合計		2,882.71	100.0	二国間ODA合計		3,035.76	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移



10 デンマーク

(1) 援助政策等

ア 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2009年度も対GNI比0.88%を達成している。

デンマーク外務省は毎年、今後5年間で展望した援助活動方針を改訂・発表しているが、2009年8月に発表した2010～2014年の新方針「デンマーク開発援助に関する政府優先事項」では、引き続き「アフリカ支援」、「環境・気候変動」、「性の平等および女性の権利と機会」、「民主的法の支配(含む人権)」、「脆弱国家支援」、「HIV/AIDS対策」を優先課題として挙げている。

さらに2000年に作成され、実施されてきた長期的なデンマーク開発協力戦略「パートナーシップ2000」の後継として、2010年6月、デンマーク政府は新開発協力戦略「貧困からの解放－変革のための自由(Freedom from Poverty - Freedom to Change)」を打ち出した。右新戦略では、引き続き貧困削減をその中核としつつ、以下5分野を優先的政策対象として明記している。政府は、これら優先的5分野への開発協力につき今後具体的実施計画作成や予算配分を行うとしている。

- ①自由、民主主義、人権
- ②成長と雇用
- ③ジェンダーの平等、女性の権利
- ④脆弱国家、紛争被害国家
- ⑤持続可能な開発(環境と気候変動)

イ 援助対象地域

2009年度政府開発援助実績における二国間援助の比率は68%であり、そのうち約60%が対アフリカ諸国援助である。政府は2009年5月に発表された政府主導の「アフリカ委員会」報告書(民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべしとの勧告を出した)のフォローアップとして、今後対アフリカ諸国援助をさらに増強する計画である。

2009年の二国間援助対象国のうち15か国には、プログラム国というステータスで、対象セクターを絞り、継続的・

集中的な援助を実施している。右15か国とは、アフリカ9か国(ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビア、タンザニア、ブルキナファソ、ベナン、マリ、モザンビーク)、アジア・中南米6か国(ネパール、バングラデシュ、ブータン、ベトナム、ニカラグア、ボリビア)であるが、このうちニカラグア、ボリビアについては所期の援助効果が達成されたとして、上記の新開発戦略作成時にプログラム国から外すことが決定された。

またデンマークはアフガニスタン(プログラム国ではない)に継続的な人道・復興支援を行ってきている(国連機関、赤十字等経由含む)。2009～2012年には、国づくり、教育、生活環境改善等主要対象分野に4億デンマーク・クローネ/年の支援を行うとしている。

(2) 実施体制

デンマーク外務省は2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南総局の二本立ての組織は、地域および案件ごとの局(Center)型組織に再編された。外務省には外務大臣と開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣の責任の下で一元的に担当されている。デンマークの開発協力活動はDANIDA(Danish International Development Assistance)のブランド名で総称されている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策局(Center for Development Policy)が中心となっており、個別事業案件の計画・実施は在外公館(援助対象国所在の大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。これにより、被援助諸国やドナー諸国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調が可能となることから、援助の効率性向上につながっている。

NGOの活用については、援助総額の約6.7%がデンマークのNGOを通じて実施されている。政府は2000年に発表した「デンマークNGOとの協力を含む、デンマークによる発展途上国の市民社会に対する支援戦略(市民社会戦略)」においてデンマークNGOを通じたデンマーク援助実施を拡大する方針を打ち出した。2006年からはデンマーク政府は主要デンマークNGOと枠組み合意に署名し、これら枠組み合意NGOを中心に案件実施協力を進めるとともに、これら枠組み合意NGOにはODA案件実施資金の10%を自己調達・手当てする要件を課している。また、ODA案件実施資金の10%を手当てできない小規模NGO

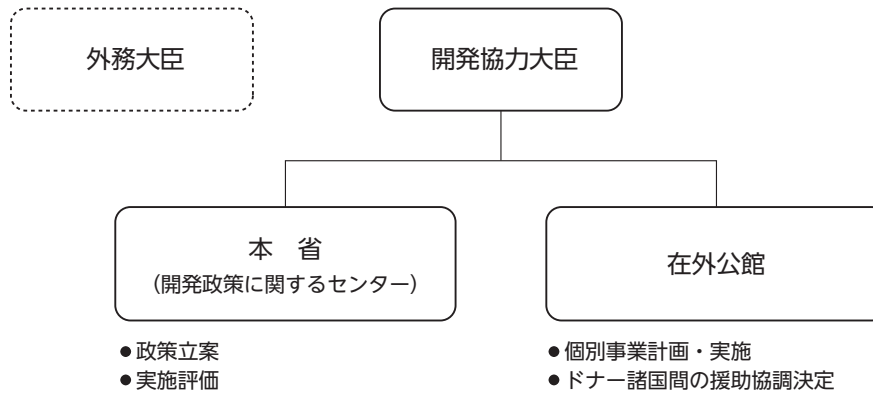
も、1件300万デンマーク・クローネ(今後500万デンマーク・クローネに引き上げる方針)以下の案件実施に参加申請できることとしている。

●デンマーク外務省ホームページ

・ <http://www.um.dk/en>

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

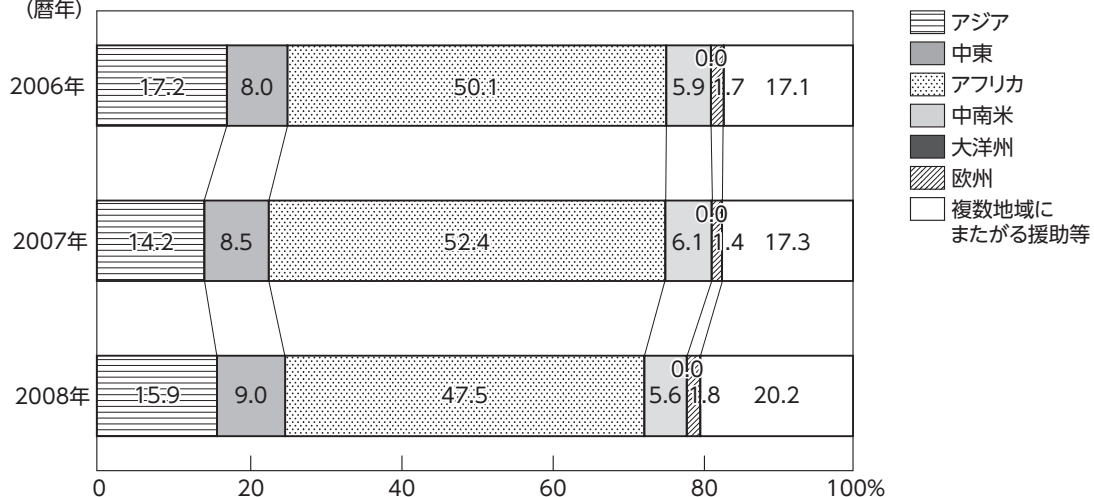
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	タンザニア	95.31	6.5	1	ウガンダ	109.85	6.7	1	タンザニア	119.24	6.5
2	ナイジェリア	85.23	5.8	2	ナイジェリア	95.64	5.8	2	モザンビーク	87.28	4.8
3	ウガンダ	78.50	5.4	3	モザンビーク	92.39	5.6	3	ウガンダ	82.58	4.5
4	モザンビーク	71.07	4.9	4	タンザニア	90.07	5.5	4	ナイジェリア	81.56	4.5
5	ベトナム	71.03	4.9	5	ベトナム	82.54	5.0	5	ベトナム	80.34	4.4
6	ガーナ	64.34	4.4	6	ガーナ	72.13	4.4	6	ガーナ	77.85	4.3
7	ザンビア	48.66	3.3	7	ザンビア	49.85	3.0	7	ケニア	59.31	3.2
8	バングラデシュ	44.05	3.0	8	ネパール	49.48	3.0	8	アフガニスタン	50.38	2.8
9	ケニア	43.66	3.0	9	ケニア	46.90	2.8	9	ベナン	48.15	2.6
10	ニカラグア	42.67	2.9	10	ベナン	44.64	2.7	10	エジプト	47.42	2.6
10位の合計		644.52	44.0	10位の合計		733.49	44.4	10位の合計		734.11	40.2
二国間ODA合計		1,463.91	100.0	二国間ODA合計		1,650.52	100.0	二国間ODA合計		1,828.33	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

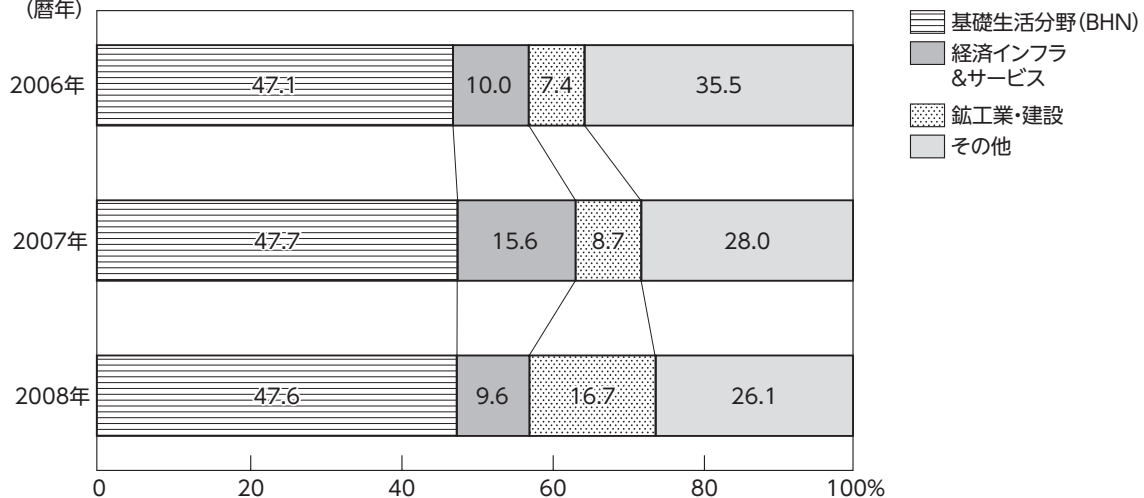
(暦年)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



11 オーストラリア

(1) 援助政策等

2007年11月に11年ぶりに政権を奪回した労働党政権は、政権発足当初から、オーストラリアの政府開発援助を2015-2016年度までに国内総生産(GNI)比0.5%に増額するとの公約を掲げている。2010-11年予算における政府開発援助額は同0.33%と、政権発足時の計画である同0.35%には達していないものの、引き続き2015-16年度までの達成を目指している。

労働党政権は、貧困削減と持続可能な開発の実現を目指してミレニアム開発目標(MDGs)の早期達成を目標に掲げ、教育、保健、輸送・水供給・公衆衛生等インフラ整備、地域開発等に重点をおいた開発援助を行っている。一昨年の世界経済危機発生後には、既存の援助プログラムを見直すタスクフォースを立ち上げ、地域開発、インフラ整備、金融サービス等民間セクターの開発などを通じて雇用創出や経済成長の回復に重点をおいた支援を進めている。

地域別に見ると、アジア太平洋地域、特にパプアニューギニアやインドネシアへの支援の占める割合が大きい。労働党政権発足後、豪州は相互尊重と相互責任の原則の下、島嶼国の努力を引き出しつつ効果的な援助を行うことを目的として、太平洋島嶼国と個別に「開発のための太平洋パートナーシップ」を締結してきている。2009年8月の太平洋諸島フォーラムでは、議長国として「大洋州地域における援助協調を強化するためのケアンズコンパクト」の合意に向けてラッド首相(当時)自ら指導力を発揮し、本年8月の議長任期終了までの間に同コンパクトを実現するため、太平洋島嶼国および主要ドナー国に積極的な働きかけを行っている。近年は、援助総額の増加とともに支援先を拡充しており、2009-10年度には、新たに中南米への支援を開始したほか、2010-11年度は、アフガニスタンへの国別支援を前年度から倍増(1億600万豪ドル)、アフリカに対する支援全体を前年度比35%増(2億超豪ドル)としている。

2010-11年度予算の援助総額は前年度比9.1%増の43億4,900万豪ドルで、セクター別では、良い統治、教育、インフラ整備、保健の順に、また、国別では、パプアニューギニア、インドネシア、ソロモン諸島の順に多くの予算が計上されている。

(2) 実施体制

オーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、開発援助政策の企画・立案・実施を行うことを目的として1995年3月に設置された。行政機構上、AusAIDは外務貿易省から独立した機関であるが、開発援助政策の責任大臣は外務大臣であることから、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。援助政策の策定・実施にあたっては外務貿易省と緊密に報告・相談をしているほか、開発援助にかかわる主要省庁(農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省)との間では戦略的パートナーシップ協定(Strategic Partnerships Agreements)を締結し、必要に応じて省庁間会議(Inter Departmental Committee)を開催することで連携を保っている。また、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うことにより、援助活動のパートナーとしてNGOを取り込み、援助実施の円滑化を図っている。

AusAIDは国内事務所1か所、海外事務所25か所を有し、定員はオーストラリア国内624名、在外107名の合計732名(2009年6月現在。2008-09年年次報告)である。海外においてAusAIDの海外事務所と在外公館が併存する場合には、AusAIDが一義的に援助を担当するが、AusAIDの事務所が存在しない国においては、在外公館の職員が援助を担当する。2010-11年度予算のうち37億6,200万豪ドルがAusAIDに割り当てられている。

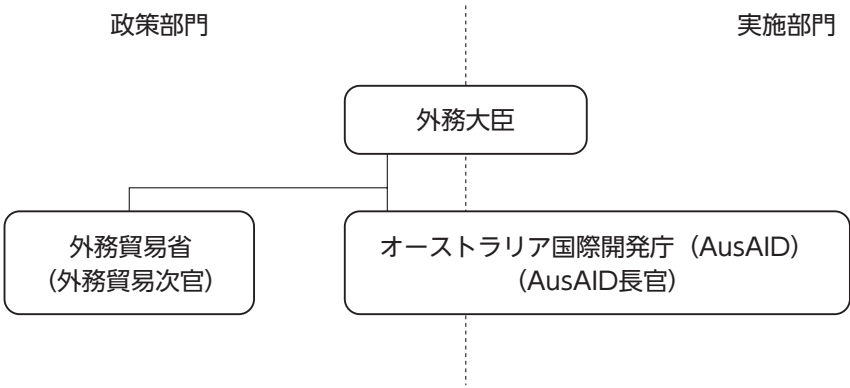
● ホームページ

・ AusAID: <http://www.ausaid.gov.au/>

● 書籍等

・ 「[Australian Agency for International Development Annual Report](年次報告書)を毎年発行

援助実施体制図



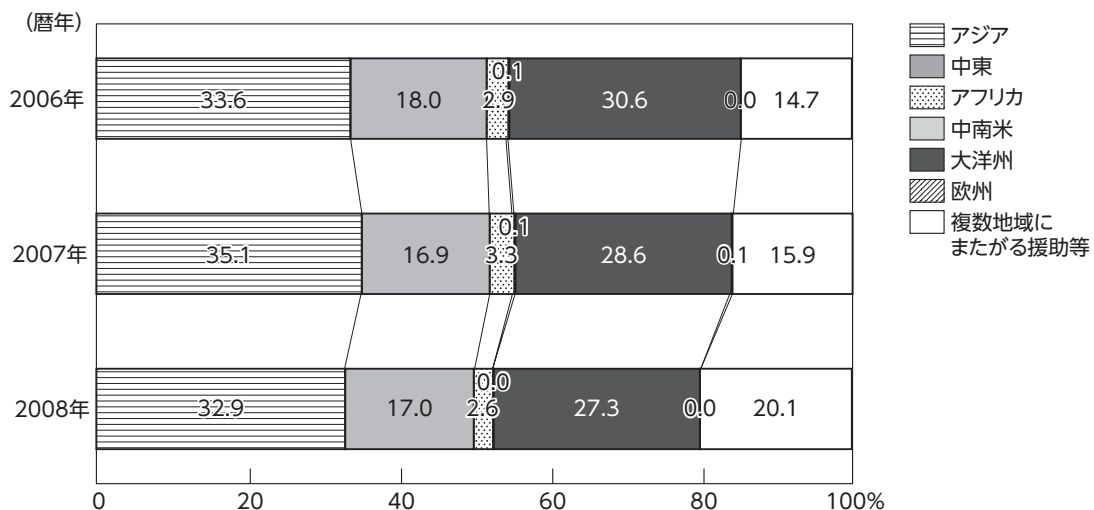
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	イ ラ ク	274.61	15.3	1	インドネシア	335.06	14.8	1	インドネシア	325.23	12.3
2	パプアニューギニア	242.17	13.5	2	イ ラ ク	300.62	13.3	2	パプアニューギニア	321.30	12.1
3	インドネシア	240.23	13.4	3	パプアニューギニア	281.35	12.4	3	イ ラ ク	269.93	10.2
4	ソ ロ モ ン	146.42	8.2	4	ソ ロ モ ン	201.82	8.9	4	ソ ロ モ ン	185.84	7.0
5	フィリピン	52.18	2.9	5	東ティモール	83.35	3.7	5	アフガニスタン	138.44	5.2
6	ベ ト ナ ム	48.45	2.7	6	フィリピン	67.61	3.0	6	ベ ト ナ ム	78.37	3.0
7	東ティモール	46.08	2.6	7	ベ ト ナ ム	63.11	2.8	7	東ティモール	74.48	2.8
8	中 国	34.55	1.9	8	アフガニスタン	50.25	2.2	8	フィリピン	74.28	2.8
9	カンボジア	33.10	1.8	9	中 国	46.81	2.1	9	ミャンマー	47.14	1.8
10	パキスタン	29.40	1.6	10	バングラデシュ	35.15	1.5	10	バングラデシュ	45.14	1.7
10位の合計		1,147.19	63.9	10位の合計		1,465.13	64.6	10位の合計		1,560.15	58.8
二国間ODA合計		1,796.03	100.0	二国間ODA合計		2,268.05	100.0	二国間ODA合計		2,653.02	100.0

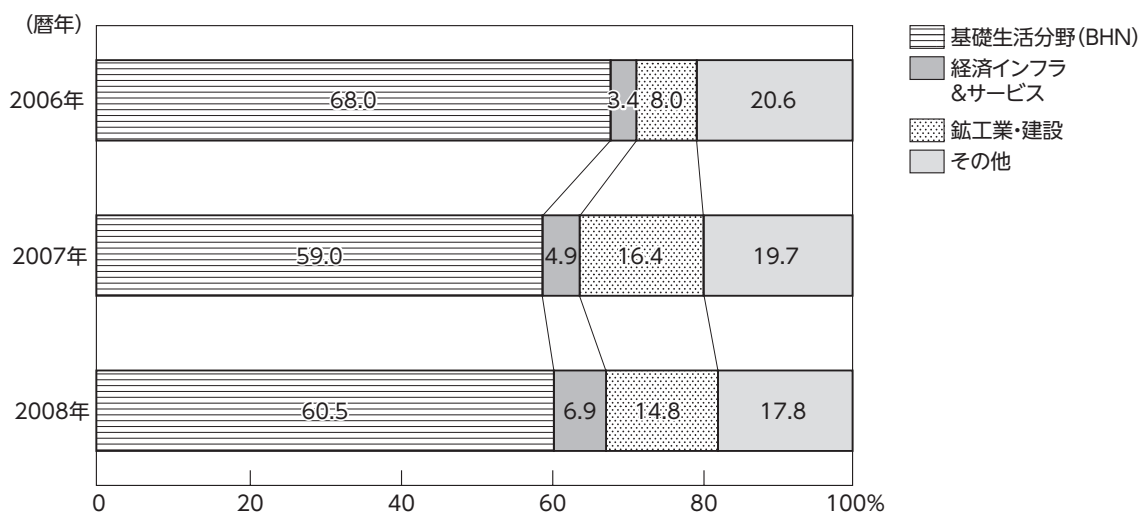
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



12 韓国

(1) 援助政策等

ア 2009年韓国の政府開発援助現況

韓国政府は2009年度に計約8.15億ドル(暫定)のODAを提供し、これはGNI比0.10%に当たる。具体的には、二国間援助が5.8億ドル(71.1%)、国際機構を通じたマルチ援助が2.35億ドル(28.9%)となり、二国間援助のうち無償援助が3.66億ドル、有償援助が2.14億ドルとなった。〈2009年韓国のODA現況〉

(単位：百万ドル、純支出額)

	2008年	2009年(暫定)
ODA総額	802	815
二国間援助	539	580
無償援助	369	366
有償援助(EDCF)	170	214
マルチ援助	263	235
ODA/GNI	0.09%	0.10%

出典:DAC統計

イ 2009年主要成果

(ア) DAC関連

韓国政府は、地球規模の問題の解決に寄与する、成熟した世界国家の実現を国家ビジョンとして樹立し、2009年1月にDACへの加入を申請した後、審査を経て、2009年11月に加入が確定した。また、2011年に開催される、援助効果向上に関する第4回ハイレベルフォーラム(HLF-4:High Level Forum on Aid Effectiveness)を誘致するなど、国際社会における開発協力に関する議論において、主導的役割を果たすべく尽力している。

(イ) イラク再建

韓国政府は、イラク再建支援のための国際社会の取組に参加するため、2003～2007年の間、計2.6億ドルの無償援助を提供した後、2007年5月エジプトで開催された「イラクとの国際協約(International Compact with Iraq:ICI)会議」の際、2008～2011年の間、計2億ドル(有償無償各1億ドル)を追加支援することを決定し、これに伴い2008年と2009年にそれぞれ計1,000万ドルの無償援助をイラクの経済・社会開発のために支援した。

(ウ) アフガニスタン再建支援

韓国政府は、2008年6月パリ・ドナー国会議において、2009～2011年間で総額3000万ドル規模の無償

援助を行うことを発表した。

また、2007年に続き、新規アフガニスタン地方再建チーム(PRT: Provincial Reconstruction Team)を設置することを2009年10月に発表し、韓国がパルワン州で比較優位を保持している分野において開発協力事業を支援する計画である。

(エ) パレスチナ再建支援

韓国政府は、2007年12月パレスチナ援助ドナー国会議の際、2008～2010年間で2,000万ドル規模の無償援助計画を、2009年3月ガザ再建支援国際会議では2009～2010年間で200万ドル規模の無償援助支援に関する誓約を発表し、実際に経済開発研究所や技術高等学校などの建設事業、研修生の招請事業などを実施している。

(オ) アフリカ開発のための韓国イニシアティブ

韓国政府は、全世界貧困人口の1/3が居住するアフリカ開発が国際社会の最大の当面の課題であることを認識し、2006年3月「アフリカ開発のための韓国イニシアティブ」を発表するなど、対アフリカ支援を着実に拡大してきている。

また、2009年11月ソウルで開催された第2回韓・アフリカフォーラムでは、ここ3年間のアフリカ支援の成果を評価するとともに、アフリカ支援計画の第2段階として韓アフリカ開発協力基本構想を発表した。

(カ) 戦略的マルチ開発協力体制構築および履行

韓国政府は、2008年内にKOICA(Korea International Cooperation Agency)を通じ、約2,000万ドル規模の国際機関協力事業を支援した。特に国連開発計画(UNDP)、ユニセフ等の主要な開発機関の複数年度にわたる協力事業に対する支援を拡大する等、現在まで多数の国際機関に対する小規模、単発の支援慣行から抜け出し、より戦略的かつ体系的な国際機関の支援を実現するために取り組んだ。

また、2009年には「韓UNDP MDG信託基金設立協定」が締結され、2010年から貧困撲滅・気候変動などの分野でUNDPとの協力事業を行っていく計画である。

(2) 実施体制

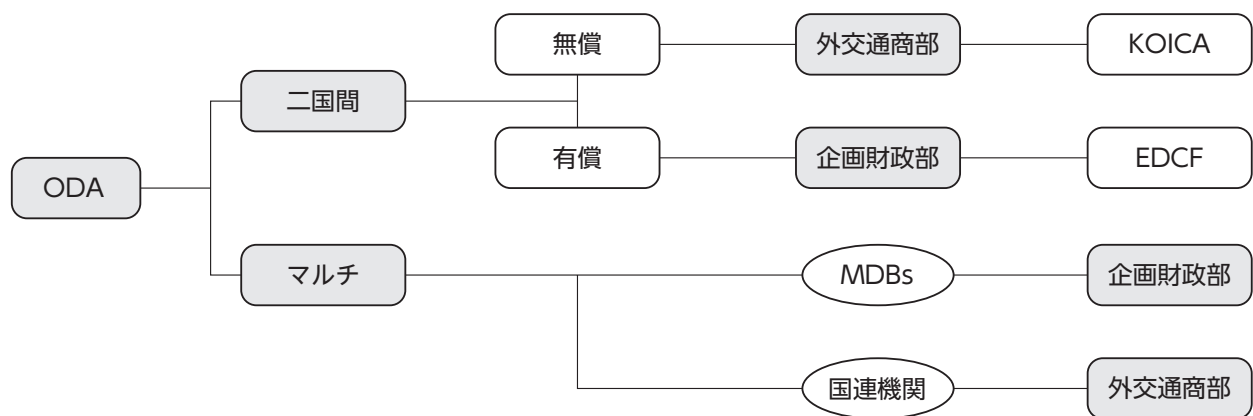
ア 韓国のODAは、開発途上国の貧困減少と持続可能な

開発に寄与することによって、人道主義を実現し、国際社会の平和と繁栄を追求することを基本精神として運営されており、その規模は拡大する傾向にある。具体的には、ODA規模を国民総所得(GNI)比で2012年0.15%、2015年までに0.25%へと拡大させる予定である。

イ 韓国のODAは、大きく二国間協力とマルチ協力に分けられ、二国間協力は、無償援助と有償援助からなっている。贈与に該当する無償資金協力は、外交通商部の下の援助執行機関であるKOICAが実施し、有償援助は企画財政部の下のEDCF(Economic Development Cooperation Fund)で実施しているが、技術協力事業は、その他の政府部署および機関でも一部分担、実施している。

ウ 2009年12月には、国際開発協力に関する包括的な法律である、国際開発協力基本法が制定され、現在、有償・無償で二元化されている対外援助の政策的統一性・効率性を高めることを目指している。また、国務総理を委員長として2006年1月に設立した国際開発協力委員会では、2009年にODA先進推進計画を議決した。同計画は援助に対する評価体制の構築、国別支援戦略の樹立、アンタイド比率の向上などを主な内容としている。

援助実施体制図



- 無償援助のうち、無償資金協力は、KOICAが担当しているが、技術協力事業は、約30の政府省庁が分担している。

13 ブラジル

(1) 援助政策等

ア 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

- (ア) 外交政策上援助協力の重要性は高い。優先課題は、受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発に重点を置き、それを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。
- (イ) 政府開発援助というよりも、途上国間協力といった意味合いが強い。その目的としては、ブラジルと開発途上国間の関係緊密化の促進による政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及および活用を掲げている。

イ 援助政策における特徴

- (ア) 新興援助国と受益国としての側面を持つ。ルーラ政権(～10年12月)では、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱とし、相互扶助を基本としている。11年1月発足のルセーフ新政権においても前政権の方針を踏襲。
- (イ) また、温帯地域に属する先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点等の特性を活かした支援を行っている。

ウ 三角協力

技術協力の実施にあたり、近年ブラジルは新しい三角協力の枠組みを模索してきている。三角協力を推進することで、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

(ア) 日本との連携

- ①ブラジルの機関が過去の日本の技術協力で得た技術を第三国に普及することを基本的な目的とし、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とした「第三国研修」を1985年から実施している。なお、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム(JBPP)」が開始(2000年3月に署名)された後は、第三国研修はJBPP中の1スキームとして位置付け

られるようになっている。

- ②JBPPは、日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することの促進を目的として策定された枠組みであり、2007年に第1号の第三国共同プロジェクト、第1号の共同セミナーが開始された。現在は、ブラジルを世界有数の大豆生産地へと発展させたセラード開発における過去の技術協力の経験を活かした「対アフリカ熱帯サバンナ農業協力」がモザンビークにおいて実施されているのをはじめとして、多数の事業がJBPPに基づき実施されている。なお、JBPPは①第三国研修(TCTP)、②ブラジルまたは第三国における共同セミナー、③第三国における共同プロジェクトの3スキームからなる。

(イ) 国際機関との連携

ブラジル国際協力庁(ABC)には多国間協力総合調整部(CGRM)が設置され、主に国際機関と連携した三角協力を推進している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、二国間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

(2) 実施体制

ア 主務官庁としての外務省

- (ア) 以前は、国際協力は大統領府企画局国際協力副局と外務省国際協力局が並行して管轄しており、前者が協力の技術的实施(案件発掘、分析、評価およびモニタリング)を担当し、後者が技術協力の政治的管理を行っていたため、協力統括者が二分化していたが、両権能を統合した国際協力庁(ABC)が外務省の外局として1987年に発足するのに伴い、外務省が主務官庁として確定した。
- (イ) 伯国際協力庁の現在の機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力並びにブラジルおよび途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

イ 実施機関

- (ア) 伯国際協力庁はブラジル外務省の外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムによ

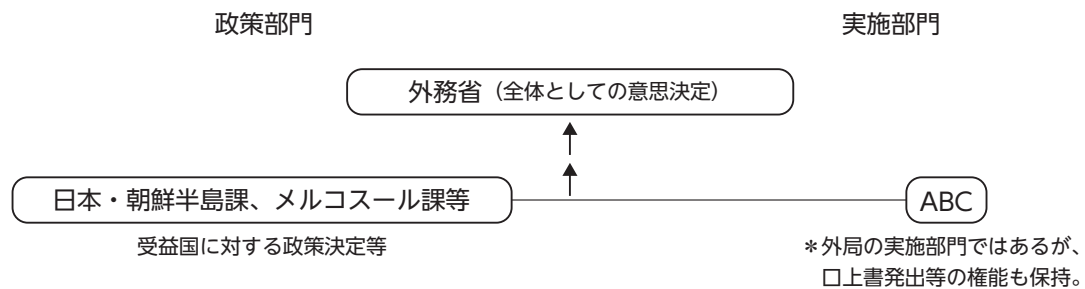
り策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行なっている。

(イ) 伯国際協力庁は次の部門により構成されている。

①開発途上国間協力総合調整部(CGPD)、②二国間協力受入総合調整部(CGRB)、③多国間協力総合調

整部(CGRM)、④農牧業・エネルギー・バイオ燃料および環境協力総合調整部(CGMA)、⑤情報技術・電子ガバナンス・防災・都市開発および運輸交通協力総合調整部(CGTI)、⑥保健・社会開発・教育および職業訓練協力総合調整部(CGDS)、⑦プロジェクト管理・運営企画総合調整部(CGAP)

援助実施体制図



(1) 援助政策等

ア 全体概況

中国の対外援助は2010年で60周年を迎えた。これまでにアフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、カリブ諸国、太平洋諸国地域の120余りの国家と地区に対して、援助を行っている。

援助形態の種類としては、主に①無償援助、②無利息援助および③中国輸出入銀行を通じての優遇借款の3つが挙げられるほか、債務免除も行っている。中国側の説明によれば、無償援助と無利子借款は、公的なプロジェクトとして援助受入れ国国民の生活に裨益する案件に使用され、優遇借款は一見国民に直接的には裨益しない政府官庁等の大規模公共施設建設等に使用されている^(注1)。

主な援助方式としては、①フルセット型プロジェクト^(注2) (中文:成套項目)、②技術協力プロジェクト、③人材育成協力プロジェクト、④医療隊派遣、⑤一般物資援助、⑥緊急人道主義援助、⑦現金提供援助、⑧優遇借款プロジェクト、⑨青年ボランティア派遣の9つが挙げられる。

イ 全国対外援助工作会议(2010年8月)

中国の対外援助60周年を迎えた2010年には、全国対外援助工作会议が北京で開催され、胡錦濤国家主席が出席、温家宝国务院総理が重要講話を行うなど、中国中央指導部の対外援助に対する重視姿勢がうかがわれた。全国対外援助工作会议においては、これまでの60年間の中国の対外援助につき、「中国の特色ある対外援助モデル」を創造することに成功したと概括するとともに、今後の課題として、①対外援助構造を合理化すること^(注3)、②対外援助の質を向上させること、③被援助国のキャパシティ・ビルディング強化に注力すること、④活力にあふれ、効率性に富み、より開放的な対外援助体制メカニズムの建設を早め、整備に注力することの4点を指摘している。

ウ 対外援助実績

2009年の実績に関しては、以下のとおり。

中国統計年鑑(2010年版)によれば、2009年の「対外援助支出」は132.96億元で前年比5.9%増。ただし、中央財政支出全体に占める割合は0.94%から0.87%に微減した。

中国商務年鑑(2010年版)には、2009年の中国の対外援助に関し、中国政府が116の国・地域、組織と援助協定を締結した旨述べている。具体的な実績は以下のとおり。①フルセット型プロジェクトについては、新たに39件につきコミット、183件が建設中。②技術協力プロジェクトについては、新たに35件にコミット(27か国)、145件が実施中。③人材育成プロジェクトについては、386の研修を実施し、147か国の9,984人を養成。④物資援助については81件実施(53か国)。⑤緊急人道主義援助を27か国に対して実施。⑥58件の優遇借款を新たにコミット。⑦青年ボランティア201名を派遣(14か国)。

エ 対アフリカ援助

中国の対外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされている。2006年の「中国・アフリカ協力フォーラム(FOCAC)北京サミット」において、胡錦濤国家主席は中国の対アフリカ協力の柱とされる8項目を発表した。その後、2009年11月にエジプトで開催された「第4回中国・アフリカ協力フォーラム(FOCAC)閣僚会合」において、温家宝国务院総理は、すでに上記8項目はすべて履行されたと述べ、新8項目を発表した^(注4)。

なお、アフリカ諸国に対し、2009年末までに、①884件のフルセット型プロジェクト、②延べ1.7万人の医療隊派遣、③312名の青年ボランティア派遣、④2万6,488名の研修、⑤39か国に対する159件の優遇借款プロジェクト等を実施してきたほか、アフリカの35か国に対する312件の債務免除を行っている。

注1 商務部対外援助司からの説明(2010年3月)

注2 フルセット型プロジェクトにおいては、プロジェクトの設計から施工まですべての建設工程の責任を中国側が負い、全部あるいは一部の設備、建築材料、および人材の提供、施工、生産等の指導、技術援助の提供、現場での人材育成等を中国側が一括して請け負う方式がとられている。

注3 具体的な指示としては、以下の数点などを例示。①後発発展途上国や内陸、小島嶼の発展途上国に援助の重点を傾斜する。②急需があり、被援助国も歓迎し、また広範に裨益するような民生事業(病院、学校、生活用水、クリーンエネルギー等)を多く実施する。③無償援助・無利息援助・優遇援助の各々の規模と比率を調整し、援助資金の使用効果を向上させる。

注4 新8項目は以下のとおり。①中国・アフリカの気候変動パートナーシップの設立。気象衛星観測、新エネルギー開発利用、砂漠化の防止、都市環境保護などの分野で協力を強化。太陽エネルギー、メタンガス、小型水力発電等の100のクリーンエネルギープロジェクトを援助。②科学技術協力を強化し、「中国・アフリカ科学技術パートナー計画」を開始する。③アフリカ諸国に100億ドルの優遇借款を提供。中国と国交のある重債務国と最貧国に対する、2009年末までに支払期限となっている未払いの政府無利息借款の債務を免除。④アフリカ産品に対し市場開放を拡大。中国と国交のある最貧国の95%の産品に関税免除の待遇を漸進的に与える。⑤農業協力をさらに強化。アフリカ諸国に農業模範センターを20か所にまで増設し、50の農業技術チームを派遣し、2000名の農業技術人員を養成し、アフリカ諸国の食糧安全実現能力を向上させる。⑥医療衛生協力を深化させる。アフリカの30か所の病院と30か所の疾病予防センター支援のため、5億元相当の医療設備と抗マラリア物資を提供。⑦人力資源開発と教育協力を強化し、アフリカ諸国のため友好学校の援助、教師の養成、中国政府奨学金の定員拡充、人材養成を行う。⑧人文交流を拡大し、「中国・アフリカ共同研究交流計画」を実施する。

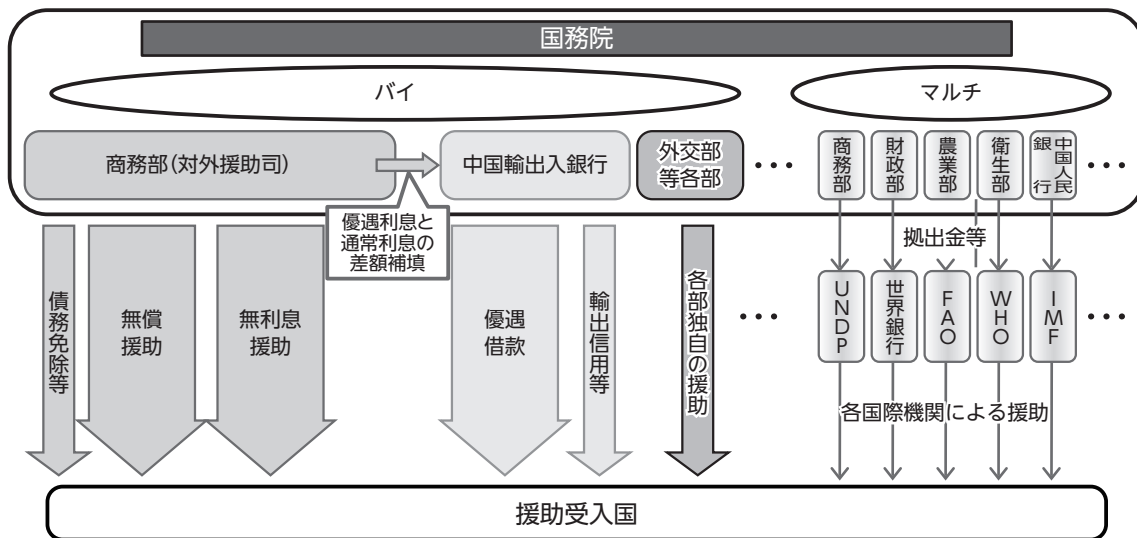
(2) 実施体制

ア 二国間の対外援助の計画・実施・管理等については、主に商務部の対外援助司が主管しており、商務部の8割以上の予算が対外援助司に割り当てられている^(注5)。多国間援助については、各関係部門に各国際機関への拠出金予算を主とする一定額の予算が割り振られている^(注6)。商務部対外援助司は、中国の対外援助政策・計画の策定・実行、政府間の援助事務の処理、対外援助プロジェクト

の監督・検査等を行っており、二国間の毎年の対外援助計画は対外援助司が中心となって作成し、国務院の批准を受けた上で、毎年3月に開催されている全国人民代表大会で採択された後に、実行されることになっている(計画自体は非公開)^(注7)。商務部が発行する年次報告書としては「中国商務年鑑」がある。

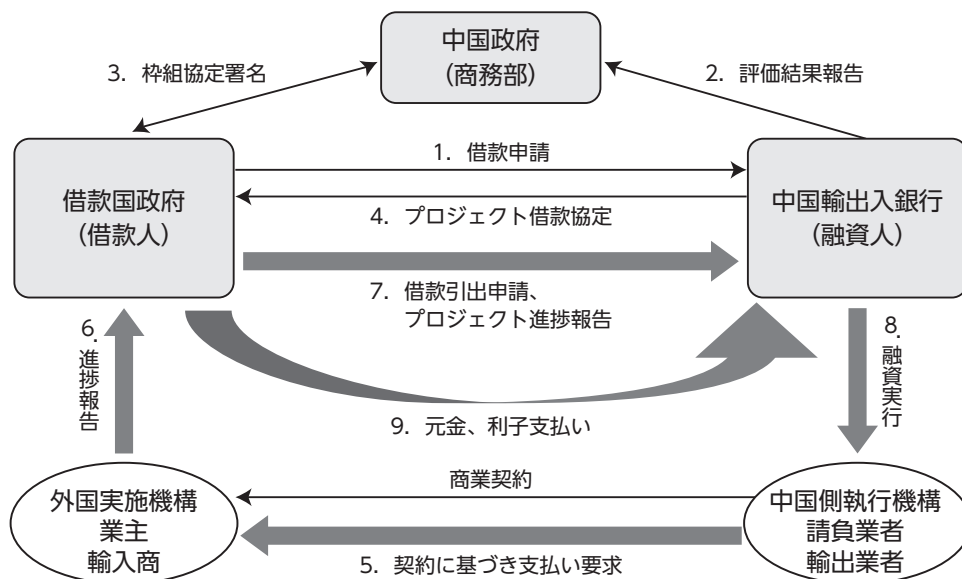
イ 無償援助、無利子援助に関しては商務部対外援助司が直接実施、優遇借款については、中国輸出入銀行(国務院直属機関)を通じて間接的に実施する。

中国の援助体制(概念図)



援助実施体制図

対外援助優遇借款のフローチャート
(中国輸出入銀行ホームページより)



注5 外交部をはじめとする他の政府機関も少量の援助予算を持っている。

注6 各国際機関への出資等については、商務部国際司(UNDP)、財政部(世界銀行)、中国人民銀行(IMF)、衛生部(WHO)、農業部(FAO)等、各関係部門が分担している。

注7 商務部対外援助司より聴取(2010年11月)。理論的には、年初から3月の採択までに実行された分は事後承認される事になる。

15 インド

(1) 援助政策等

ア 基本政策

開発援助は外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられ、2009年度の修正予算では、235.8億ルピー(約455億円)が外国への技術・経済協力として計上され、うち、206.1億ルピーが無償資金協力、29.7億ルピーが有償資金協力となっている(別添1参照)。援助国・地域の選定にあたっては近隣諸国が重視されており、バングラデシュ、ブータン、ネパール、スリランカ、モルディブ、ミャンマー、アフガニスタン等近隣諸国に対して援助額の約80%が供与され、その他の約20%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等の地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2009年度には全援助額の55%を占める130.1億ルピー(うち、無償資金協力100.4億ルピー、有償資金協力29.7億ルピー)が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

イ 開発援助内容

(ア) 技術協力

- ・全世界158か国とパートナー関係を結び、約200の研修コースに年間約5,000人の研修生をインド国内に受け入れ、情報技術、財政、会計検査、銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、地域開発、眼科機器、中小企業・企業家開発等の研修を実施している。また、軍関係者研修(2009年度797名の受入れ)も実施している。研修受入れ機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関並びに民間企業等42機関である。
- ・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2009年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、人口統計、公共団体行政、織物等の分野において、40人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(イ) 主な開発プロジェクト

2009年度は、情報技術、中小企業、公共建設、職業訓練等の分野で以下のプロジェクトが実施された。

- ・ラオスにおけるVat Phou寺院の保護と修復プロジェクト
- ・ラオスにおけるIT分野のキャパシティビルディングプロジェクト

- ・インドネシアにおける職業訓練センター設立プロジェクト
- ・インドネシアにおける行政職大学設立のフィージビリティ・スタディ
- ・ラテン・中央アメリカ諸国(エルサルバドル・ホンジュラス・ニカラグア・ジャマイカ)における情報技術研修センター協力計画
- ・インド・モルディブ友好観光研究学部建設計画
- ・ジンバブエにおける中小企業開発計画

(ウ) 開発調査

- ・アンティグア・バーブーダにおける下水処理場建設
- ・ガイアナにおける大水深港湾建設、海綿鉄製造のための炭坑開発
- ・モンテネグロにおける通信ネットワーク構築

(エ) 緊急援助

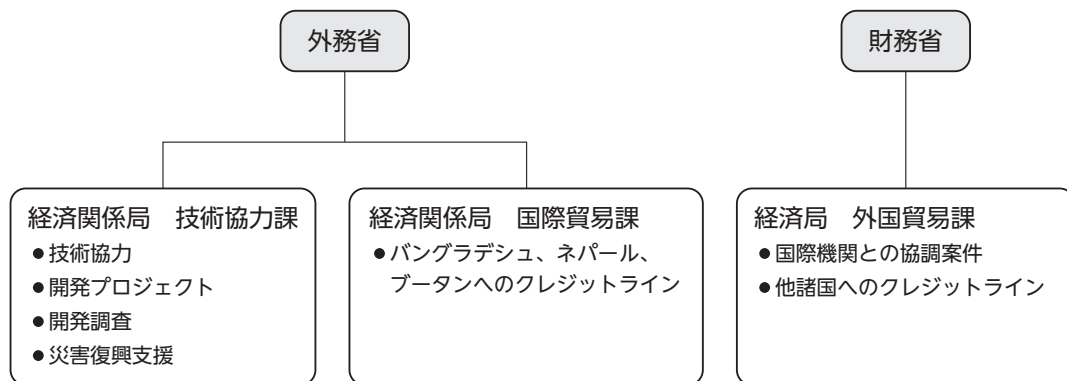
地震・サイクロン・洪水等の災害を受けた以下の国々に対し、人道的支援を行った。

レバノン、バングラデシュ、タジキスタン、ミャンマー、ブルキナファソ、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ

(2) 援助実施体制等

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受け入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局外国貿易課(UNDP等と協調した技術支援およびインド輸出入銀行による対外輸出信用供与(クレジットライン))や、在外インド人省が掲げられる。うち、クレジットラインについては、バングラデシュ、ネパール、ブータンに対しての戦略的な援助という観点から外務省国際貿易課が担当し、それ以外のアジア・アフリカ諸国へのクレジットラインは財務省上記部局が中心となって商業省とともに実施している。供与分野はインフラ、電力、情報技術、農業が中心であり、融資の85%はインドからの調達、15%はローカル調達とされている。

援助実施体制図



インド政府による第三国支援:印外務省

(Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
バングラデシュ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	6
	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01				
	総 額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	6
ブ ー タ ン	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1004.48	915.6
	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	378.4
	総 額	655	781.45	1000	1048.65	1131.11	599.51	731	1205.92	1301.98	1294
ネ パ ー ル	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	151
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01					
	総 額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	151
ス リ ラ ン カ	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90
	ローン										
	総 額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90
モ ル デ ィ ブ	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	3
	ローン								500		
	総 額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	3
ミ ャ ン マ ー	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90
	ローン										
	総 額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90
アフガニスタン	グラント							434	418.5	287	290
	ローン										
	総 額							434	418.5	287	290
モ ン ゴ ル	グラント									125	0
	ローン										
	総 額							0	0	125	0
アフリカ諸国	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150
	ローン										
	総 額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150
中 央 ア ジ ア 諸 国	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	40
	ローン										
	総 額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	40
ラテンアメリカ諸国	グラント							1.53	2	2	4
	ローン										
	総 額							1.53	2	2	4
その他の途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35
	ローン										
	総 額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35
そ の 他	グラント								164.8	169	185
	ローン										
	総 額								164.8	169	185
総 額	グラント	729.72	928.75	1028.96	1326.39	1594.72	1501.53	1656.11	1730.09	2061.29	1958.95
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	378.4
	総 額	947.15	1183.16	1352.97	1625.27	1874.13	1536.74	1704.11	2644.69	2358.79	2337.35

出典:GOI, Expenditure Budget, various Years

* 2001年度から2009年度までは修正見積予算額、2010年度は予算額。

16 サウジアラビア

(1) 援助政策等

サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。

援助政策は、貧困削減等の人道的支援を目的とするものと、対パレスチナ、パキスタン、レバノン、イエメン、イラク支援のように、地域の安定維持という戦略的目的を持って機動的に実施されるものがある。後者の例として、サウジは2009年に、アラブ経済社会開発サミットでガザ復興として10億ドルの支援表明、パキスタン支援国会合で7億ドルの支援表明、2007年に、パレスチナ支援プレッジング会合で5億ドルの拠出表明、レバノン復興支援「パリ3」会合での10億ドル支援表明、2006年には「イエメン支援会合」での10億ドル支援表明を行った。また、2010年1月にアフガニスタン復興国会合で1.5億ドルの援助表明、さらに、2010年1月にハイチ地震被災者支援として5,000万ドルの支援を表明した。

援助額の推移を見ると、1980年代には原油価格の低迷から援助規模が縮小したが、2002年以後、原油価格の高騰を背景に再びその規模を拡大している。DAC議長報告によれば、政府開発援助実績は、1995年から2001年にかけて年1億8,500万ドルから4億9,000万ドルで推移していたが、2002年には24億7,800万ドル、2008年には55億6,411万ドルへと増加している。

これらの政府開発援助は、借款、無償資金協力として行われ、二国間援助のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じて実施されている(たとえば、2007年10月にイスラム開発銀行が創設した「貧困対策基金(資金総額100億ドル)」に10億ドルの資金を拠出。2008年5月には、食料価格高騰に対してWFPに5億ドルを拠出)。

なお、技術協力は行っていない。

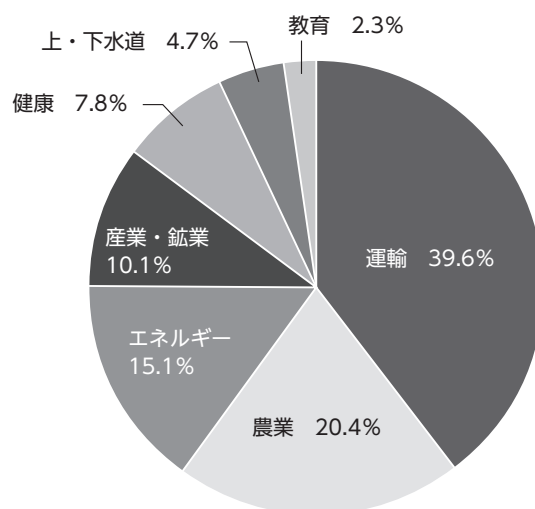
(2) 実施体制

政府開発援助のうち、二国間援助は、同国の主要な援助機関である1975年設立のサウジ開発基金(本部:リヤ

ド、在外事務所無し)を通じて行われる。

サウジアラビア開発基金は、政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、各国からの要請に基づき、財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定され、借款等を行う。

2009年、サウジ開発基金はアジア・アフリカ等の19か国の国々で21事業に対し、約5億3,000万ドルの援助を行った。援助対象分野の援助額別内訳を以下に示す。



1975年以降2009年までにアフリカ43か国、アジア26か国、その他の地域6か国の計75か国を対象とした借款(累計約82億ドル)を実施しており、近年はアフリカ重視の傾向にあるものの、2009年援助実績によると、イエメン、パキスタンへの大型援助も行われている。

なお、他機関との協調支援としての借款の2009年度実績は、9億8,567万ドル(うち、サウジ開発基金分担金は3億266万円)であった。

借款の条件は次の通り。

- ア 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- イ 資金はサウジリアル建てで貸与され、返還されること
- ウ 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
- エ 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること(よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる)。
- オ 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

なお、同基金は、本来ソフトローン貸付を行う機関であるが、政府(財務省)出資の無償資金協力のチャネルの役割を果たすことがある。

●ホームページ

サウジアラビア開発基金

<http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図



17 ロシア

(1) 援助政策等

ロシアは、ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦解体を機に一時停止された。ロシア連邦となってからの援助の規模は小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～5年には5,000～6,000万ドルであった開発援助額が、2007～8年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアがG8議長国となり、国際的な責務を担うようになったことが要因にある。さらに、2009年は8億ドルに達した^(注1)(2010年には10億ドル規模になると予測される)。

そうした中で、ロシア財務省、外務省が中心となって取りまとめられた開発援助の基本戦略文書(開発援助コンセプトペーパー)は、2007年6月にプーチン大統領(当時)が承認し、正式な開発援助戦略として示されるに至った。同ペーパーにおいて、国際開発援助額は長期的にGDP比0.7%を目指すとして明記されている。また、2008年12月にパンキン財務次官は、ロシアによる国際開発援助はロシアが担う責務を果たすために使うもので、世界経済危機下であってもロシアの財政事情による影響を受けないと述べた。さらに、途上国支援は、ロシアがG8の一員として、世界の金融システムや安全保障システムの討議において積極的な発言を確保するためにきわめて重要としている^(注2)。

このような国際社会での役割重視と開発援助の積極的な実施という方針の一環として、ロシアは経済協力開発機構(OECD)への加盟を申請している^(注3)。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助(ODA)の定義に必ずしも合致してないため、「国際開発協力」という、より広義な用語が使われる。援助の統計実績は作成・公表されていないため詳細な内訳は不明であるが、ロシア財務省によれば、援助はすべてグラントであり、8割が多国間(感染症対策等特定課題に対する国際機関へ

の拠出金)、2割が二国間援助とされ、二国間援助のほとんどは人道支援とされる。また、ロシア政府は、世界銀行と信託基金を設置し、マラリア対策、エネルギーアクセス向上、教育の質の向上、公共財政監理分野の協力をアフリカや中央アジアにおいて共同で実施している。

このほか、ロシアは、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対策基金」(総額100億ドル)に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した^(注4)。この背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することが狙いにある。さらには、上海協力機構やBRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)を通じた支援にも取り組むものと見られているほか、二国間借款の制度も整備する予定である。

今後、二国間援助のメカニズムを構築し開発援助の本格的な実施を目指す中で、支援実施のための基本条件、優先対象地域、優先分野は以下のとおりである。

ア 支援実施のための基本条件

国連ミレニアム開発目標、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

イ 優先対象地域

CISについては、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視している。また、アジア・太平洋については、アジア・太平洋地域の統合に向けた枠組みへの参加を積極的に進め、最貧国への支援供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。また、国際的な公約にしたがって、サハラ以南アフリカ支援も重視している。

ウ 優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策、教育システム人材開発の3つが中心(その他、テロ対策、環境保全(気候変動)、自然災害対策など)。

注1 2008年12月にパンキン財務次官は、2011年までに途上国支援額を倍増させ、年4～5億ドルを割り当てると発表した。実際は、目標を上回る実績を示している。

注2 2010年2月に、「ロシアの新たな対外政策プログラム案」がロシア外相から大統領宛に提出され、「グローバル・パートナーシップに積極的に参加し、CIS諸国を優先して受益国の社会・経済、政治情勢の安定化および善隣関係形成のために国際開発協力を強化すること、ロシア国際開発庁と国際開発協力の効率的な国家システムを創設し、受益国の経済をロシアの商品、技術、サービスおよび公共事業と結びつけるために国際開発協力でロシア企業の参加を確保すること」が示されている。同プログラム案は非公式文書の位置付けであるが、実際の動きに照らすと、信憑性は高い。

注3 2008年にOECDでは、DAC諸国とNon-DACの新興ドナーの連携強化のため会合が組織され、日本(DAC代表)とロシア(Non-DAC代表)が共同議長を務めた。なお、以前、ロシアはDACオブザーバーとして参加したが、現在は参加していない。

注4 2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のために、7,000万ドルの融資が承諾された(償還期限20年、金利1%年の条件でユーラシア開発銀行が運用)。

(2) 実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、関係する行政機関(連邦消費者権利保護・福祉監督庁、民間防衛・非常事態・災害復旧省など)の協力のもと、政府(首相府)によって採択され、実施される。予算を掌握する財務省は、援助についても大きな発言権を有し、二国間援助よりも国際機関を通じた多国間援助を重視する。一方、外務省は援助を外交のツールと位置付け、二国間援助を重視し、援助の実施体制を固めつつある。全体としては、二国間援助を徐々に拡大しつつあるところである。

ドナーによる支援については、世界銀行や英国国際開発省(DFID)は、統計情報の整備、実施体制整備に係るロシア人関係者のための研修等を通じ、主として財務省を支援するとともに、共同プロジェクトを実施している。一方、UNDPや米国国際開発庁(USAID)は、外務省や新設されたロシア協力庁(後述)を支援している(省エネ、エイズ対策の共同プロジェクト実施、援助実施に係る視察研修など)。ドイツ技術協力公社(GTZ)もロシア協力庁との連携によるタジキスタン支援を計画中である。

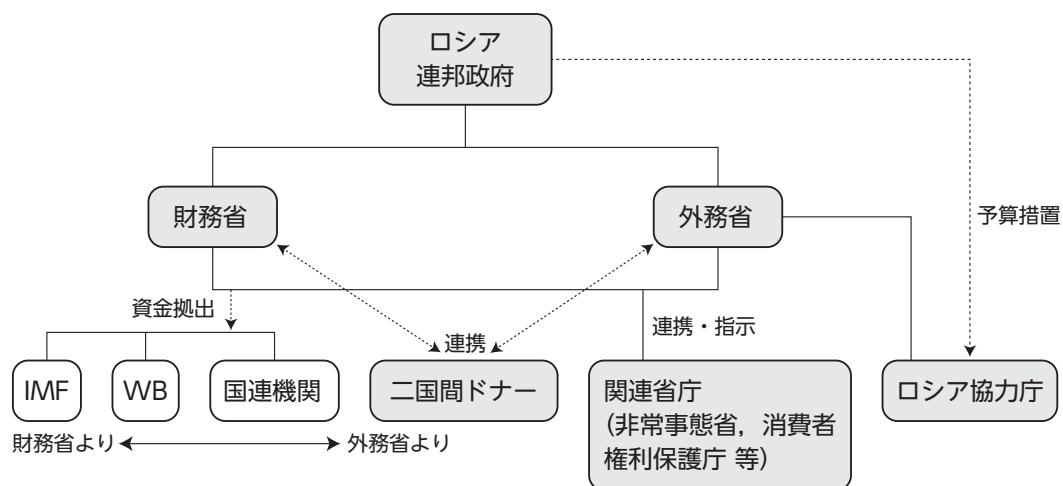
2008年9月に援助の統括的な組織としてロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁(ロシア協力庁)が大統領令に基づき設置された。業務内容は、CISをはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学などによる在外ロシア人支援である(注5)。2010年7月に同庁は、ODAの制度構築を含む、「国際開発協力に係るロシア国家プログラム」の制定作業をプーチン首相より委任され、外務省や国際機関とともに2011年の制定に向けて作業を開始した。その他、最近では、経済近代化の政策の下、CIS諸国におけるイノベーションセンターの設立を推進している(注6)。また、キルギス、タジキスタン、アブハジアで教育や学校給食プロジェクトを計画中であり、2011年の開始を計画している。同庁関係者は、実際の援助メカニズム、実施体制の整備を進めるために、我が国をはじめとする伝統的なドナーのノウハウを学んでいく姿勢を見せている。

● ホームページ

・ロシア財務省：<http://www.minfin.ru>

・ロシア外務省：<http://www.ln.mid.ru>

援助実施体制図



注5 本部職員数257名、うちCIS地域開発協力部30名。在外事務所74か所。予算は外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。

注6 2010年4月にCIS諸国では初めて、アルメニアでイノベーションセンター設立に係る調印がなされた。

18 南アフリカ共和国

(1) 援助政策等

ア 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省(現、国際関係・協力省)内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アとその他諸国(特に、アフリカ諸国)との協力関係の強化、②民主主義とグッドガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。近年の支出額は、5,990万ランド(約7億円:2005年度)、3億9,240万ランド(約47億円:2006年度)、3億5,217万ランド(約42億円:2007年度)、4億7,600万ランド(約57億円:2008年度)と増加傾向。有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

イ 2008年度における主な支援プロジェクト

- ・ブルンジ和平プロセス関係者会合開催(1,000万ランド)
- ・ジンバブエ総選挙SADCミッション派遣(350万ランド)
- ・南ア=レソト国境ポスト移転および周辺道路改良計画(4,000万ランド)
- ・レソト・メトロンゴ・ダム建設計画(6,000万ランド)
- ・コンゴ民行政人材育成計画(2,000万ランド)
- ・ウガンダ・カワウエタ人材育成学校改築計画(800万ランド)

- ・マリ・ティンブクトゥ写本保存計画(2,000万ランド)
- ・ジンバブエ農業計画(肥料や種子購入)(3億ランド)

(2) 実施体制

ア 国際関係・協力省次官(ないし代理)、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会(Advisory Committee)が、同基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となるMOUを両国で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

イ 同基金の年次報告は会計監査員により作成され、毎会計年度末(3月末)に国際関係・協力省ホームページ(<http://www.dirco.gov.za>)上で発表される。

ウ 今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南ア開発パートナーシップ庁(South Africa Development Partnership Agency)の新設に向けて準備中である。

援助実施体制図



19 EU (欧州連合)

(1) 援助政策等

ア 総論

EUの開発政策は、欧州連合の機能に関する条約(2009年12月1日発効)の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならないと規定され、開発はEUの対外活動の一部として位置付けられている。また、EUの開発政策は、同条約第208条2で貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。EU^(注1)とEU加盟国との間の開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)^(注2)に基づいて、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調している。上記「コンセンサス」では、MDGsの追求とともに持続可能な開発という文脈における貧困の根絶、つまり、良い統治、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。上記「コンセンサス」をベースに、加盟国と欧州委員会がより連携して、EUとしてEU加盟国も拘束する形でより効果的な開発政策を実現すべく努力している。

(ア) 援助規模

EUの政府開発援助(支出純額ベース)は、2009年でDAC加盟のEU加盟国全体(15か国)で合計671.35億ドルとなり、DAC加盟国の政府開発援助総額全体の半分以上(約57%)を占め、世界最大のドナーである。また、EUによる政府開発援助総額も150.22億ドルで、米国に次ぐ規模である(DAC統計ベース:2010年4月時点)。EUの政府開発援助には、アフリカ・カリブ・太平洋(ACP)諸国に対する援助としてEU加盟国が拠出する欧州開発基金(European Development Fund)と、ACP諸国以外の地域および個別分野(食料安全保障等)に関する対外援助を実施している一般予算がある。

EUは援助の質・効率向上を根拠に、ドナーの援助活動政策・手続きの調和化・協調および援助のアンタイド化を提唱している。また、パートナーシップと援助受益国のオーナーシップを重視し、長期的にセクター全般にインパクトを与えるとの観点から、受益国政府主導のセクター政策・支出プログラムを支援し、その一環として財政支援(budget support)を行っている。プロジェクト支援、セクター政策・支出プログラム支援、財政支援のいずれの形態による支援を行うかについては、被援助各国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けしている。

EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットし、EU自身の中間的目標を設定するなどして積極的な対応をとっている。

イ 人道援助

人道援助は、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助事務局(ECHO:European Commission's Humanitarian Aid Office)が実施している。2009年の人道援助額(実績額)は9億3,045万ユーロで、アフリカ諸国が最大の被援助国として全体の53%を占めている。

(2) 実施体制

ア EU

2009年12月のリスボン条約の発効に伴う機構改変により、EUの援助プログラム実施体制にいくつかの変更がみられた。

(ア) 開発政策全般の立案:欧州対外活動庁

2010年12月に新たに発足した欧州対外活動庁(EEAS)が、開発政策全般の立案を行っている(従来は欧州委員会の開発総局と対外関係総局で地域毎の政策を分担していたが、EEASに一元化された)。

(イ) 援助実施レベル:欧州開発援助協力局

援助の実施については、2011年1月に発足した欧

注1 EUは、1993年11月に発効した「欧州連合に関する条約(通称マーストリヒト条約)」に基づき設立。EUは、ECを基礎としつつ、より広範な政治分野を担い、各国がECに主権の一部を委譲する共同事項(主として経済・通貨分野)と政府間で共同の立場・行動を決定する共同外交・安全保障政策、警察刑事協力の三本柱から成り立っている。ただし、2009年12月1日に改正条約である「リスボン条約」が発効して三本柱構造は消滅。ECも消滅しEUに統合された。

注2 2005年11月のEU理事会における決定を受け、同年12月に、当時EU議長国のブレア英国首相、バローゾ欧州委員長、ポレル欧州議会議長が署名する形で開発に関する新方針(「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development))が出された。2007年には、EUの開発政策の規範となる「EU Code of Conduct on complementarity and division of labour」を発出。

州開発援助協力局(従来の欧州援助協力局と開発総局を合併したもの)が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る援助実施の一連の周期を一括して受け持つ。

イ 欧州投資銀行(EIB:European Investment Bank)

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等EU域外への融資も行っている。

ウ NGOとの関係

EUは、上記「コンセンサス」において、開発政策の企画・実施に際する社会団体との関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係するNGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の運用に利用している。

● 関連ホームページ

- ・ 欧州対外活動庁：
<http://eeas.europa.eu/>
- ・ 欧州援助・協力事務局：
http://ec.europa.eu/europaaaid/index_en.htm
- ・ 人道援助事務局：
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

EU*の二国間政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2006年		順位	国名	2007年		順位	国名	2008年	
		政府開発援助計	シェア			政府開発援助計	シェア			政府開発援助計	シェア
1	トルコ	383.34	4.0	1	トルコ	543.84	4.8	1	トルコ	1,342.47	9.3
2	モロッコ	338.70	3.5	2	パレスチナ自治地域	540.94	4.8	2	パレスチナ自治地域	661.30	4.6
3	セルビア	334.49	3.4	3	エチオピア	364.76	3.2	3	モロッコ	483.76	3.4
4	スーダン	299.41	3.1	4	アフガニスタン	307.46	2.7	4	エチオピア	460.81	3.2
5	パレスチナ自治地域	257.92	2.7	5	モロッコ	307.13	2.7	5	セルビア	392.58	2.7
6	エジプト	228.47	2.4	6	セルビア	271.08	2.4	6	アフガニスタン	349.31	2.4
7	コンゴ民主共和国	222.22	2.3	7	スーダン	254.68	2.2	7	クロアチア	337.02	2.3
8	アフガニスタン	220.90	2.3	8	モザンビーク	235.40	2.1	8	スーダン	277.84	1.9
9	イラク	218.31	2.3	8	エジプト	220.66	1.9	9	ウガンダ	275.13	1.9
10	レバノン	211.43	2.2	10	ブルキナファソ	201.60	1.8	10	ウクライナ	242.29	1.7
10位の合計		2,715.19	28.0	10位の合計		3,247.55	28.7	10位の合計		4,822.51	33.4
二国間政府開発援助合計		9,699.35	100.0	二国間政府開発援助合計		11,326.59	100.0	二国間政府開発援助合計		14,427.68	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。